

健康で安心して暮らせる
ぬくもりのある福祉のまちづくり

第6期北斗市障がい者福祉計画
第2期北斗市障がい児福祉計画

【令和3年度～令和5年度】

北 斗 市

「障害」の「害」の字のひらがな表記について

市では、障がいのある方の思いを大切にし、市民の障がい者への理解を深めていくため、「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがなの「がい」で表記しています。

ただし、法令、法的効力を伴う制度や事業等の名称、団体名などの固有名詞、医学用語や学術用語等の専門用語、他の文書や法令等を引用する場合などは、従来どおり漢字表記としています。

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景	2
2 障がい者制度の動向	3
3 計画の位置づけ	5
4 計画の対象とする障がい者の範囲	6
5 計画の期間	6
6 計画策定の体制	6
第2章 障がい者を取り巻く状況	7
1 人口の状況	8
2 各種障害者手帳の所持状況	9
3 身体障がい者の状況	10
4 知的障がい者の状況	13
5 精神障がい者の状況	15
6 特別支援学級の設置状況	17
7 アンケート等でみる北斗市の状況	18
第3章 障がい者福祉計画	35
1 第6期障がい者福祉計画の成果目標	36
2 障害福祉サービス等の推進	39
3 地域生活支援事業の推進	50
第4章 障がい児福祉計画	61
1 第2期障がい児福祉計画の成果目標	62
2 障がい児通所サービス等の推進	63
第5章 計画の推進に向けて	67
1 障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくり	68
2 障がいのある方を支える持続可能な基盤づくり	69
資料編	71
北斗市障がい者福祉計画・障がい児福祉計画の策定について(答申)	72
北斗市障がい者福祉計画策定委員会審議経過	73
北斗市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱	74
第6期北斗市障がい者・第2期北斗市障がい児福祉計画策定委員会委員名簿	76
用語の解説集	77

一 第6期北斗市障がい者福祉計画・

第2期北斗市障がい児福祉計画の策定にあたって一

北斗市は、豊かな自然環境と安定した気候風土、そこで育まれる新鮮な農水産物など多様な資源に恵まれ、また、北海道新幹線開業5周年を迎えるなど、観光やビジネスなどで新たな人の流れが生まれ始めている街です。市政としましてもSDGs（Sustainable Development Goals）の理念に基づき、人口減少と少子高齢化が進行する中、地方創生に取り組み、日々課題解決に取り組んでいます。

さて、昨今においては、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月5日に成立、同月12日に公布されました。これに基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」も令和3年4月から施行されます。

また、全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症はいまだ衰えを知らず、北海道による緊急事態宣言、集中対策期間の中、市民の皆様には「北海道スタイル」実践により感染予防に努めていただいておりますが、本市も感染対策における体制を万全にし、市民の皆様と一丸となって、この危機を乗り越えていきたいと考えております。

そうした背景の中、この度、中長期的な障がい者のための施策に関する基本的な計画として、令和3年度から令和5年度までの3年間の期間とする本計画を策定いたしました。これに基づき、障がいのある人と家族が安心して暮らすことができる地域づくりを推進して参ります。

市民の皆様には、計画の趣旨をご理解いただき、その実現に向け、ご協力くださいますようお願い致します。

最後になりますが、計画策定に当たりまして貴重なご意見をいただきました北斗市障がい者福祉計画策定委員の方々、アンケートにご協力いただきました障がい者ご本人様やご家族の方々に心からお礼申し上げます。



令和3年3月

北斗市長 池田達雄

第1章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

北斗市では、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる、障害福祉サービス等の方向性を明らかにするものとして、国の基本指針に基づき、平成30年3月に「第5期北斗市障がい者福祉計画及び第1期北斗市障がい児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等に関する提供体制等の確保・充実に取り組んできました。

国では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)や成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「成年後見制度利用促進法」という。)などを新たに制定し、また、発達障害者支援法や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)の改正など、法令面の整備により障がい者施策を充実させてきました。

障害者総合支援法では、障がい者が自ら望む地域で日常生活や社会生活を営むことができるよう、支援の一層の充実を図ることとされています。また、障がい者の重度化・高齢化及び介護者の高齢化に伴う親亡き後の支援や、増加が続いている医療的ケア児や発達障がい児への支援の充実並びに難病患者などさまざまな障がい者への対応の強化が求められています。

このような国の障がい者施策の動向や、北斗市の障がい者の現状と課題を踏まえるとともに、「第5期北斗市障がい者福祉計画」及び「第1期北斗市障がい児福祉計画」で定めた目標値及びサービス見込量の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、より障がい者等のニーズや地域資源などの現状に即した取組の課題を整理・検証し、国の基本指針及び近年行われた障がい者制度改革を基に「第6期北斗市障がい者福祉計画」及び「第2期北斗市障がい児福祉計画」を策定するものとします。

2 障がい者制度の動向

国は、平成 28 年 6 月「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定しました。子ども・高齢者・障がい者など、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の仕組みを構築することを目指しています。

これを受けて、厚生労働省は、平成 28 年 7 月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、地域共生社会を実現するために、具体策の検討に着手しています。

また、平成 29 年 6 月には地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が成立し、介護保険法、医療法、社会福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法等が見直されました。地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的としています。

(1)近年の法制度の動き

■障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行

(平成23年6月制定、平成24年10月施行)

国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務が課された。また、市町村の部局又は施設に、障がい者虐待対応の窓口等となる「市町村障がい者虐待防止センター」が設置された。

■障害者差別解消法の施行

(平成25年6月制定、平成28年4月施行)

障害を理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を提供する義務が定められた。

■障害者の雇用の促進等に関する法律の改正

① 平成25年6月制定、平成28年4月(一部平成30年4月)施行

雇用分野での障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が求められるとともに、平成30年度から障害者法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定された。

② 令和元年6月制定、令和2年4月施行

障がい者の雇を一層促進するため、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置や、国及び地方公共団体での障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが規定された。

■成年後見制度利用促進法の施行

(平成28年4月制定、同年5月施行)

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域で成年後見人となる人材の確保、関係機関等による体制の充実強化などが規定された。

■発達障害者支援法の改正

(平成28年6月制定、施行)

発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、切れ目のない支援や相談体制の整備（保健、医療、福祉、教育、労働等に関する関係機関及び民間団体相互の連携の必要性）などが規定された。

■障害者総合支援法の改正

(平成28年6月制定、平成30年4月施行)

障がい者が、自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。

■児童福祉法の改正

(平成28年6月制定、平成30年4月(一部平成28年6月)施行)

障がい児支援のニーズの多様化（重度の障がい児、医療的ケア児など）にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。

■障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行

(平成30年6月制定、施行)

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として制定された。

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正

(平成30年5月制定、同年11月(一部平成31年4月)施行)

高齢者、障がい者、子育て世代など、全ての人々が安心して生活・移動できる環境を実現することを目標として、バリアフリー化の取組の実施に当たり、「社会的障壁の除去」「共生社会の実現」に資する旨を明記した。

■視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行

(令和元年6月制定、施行)

視覚障がい者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指すことを目的として制定された。

3 計画の位置づけ

(1)障がい者福祉計画

障がい者福祉計画とは、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づく「市町村障害者福祉計画」として、北斗市での障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障がい者福祉計画が障がいがある人のための施策に関する基本計画であるのに対して、この計画は障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画です。

障害者総合支援法 第 88 条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害者福祉計画」という。)を定めるものとする。

(2)障がい児福祉計画

障がい児福祉計画とは、児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関して定める計画です。

「市町村障害児福祉計画」は、「市町村障害者福祉計画」と一体のものとして作成できるとされています。

児童福祉法 第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

(3)他計画との関係

この計画は、国の及び道の基本方針を踏まえるとともに、「第2次北斗市総合計画」を上位計画とし、「北斗市地域福祉計画」、「北斗市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「北斗市子ども支援事業計画」等との整合性を考慮し策定するものです。

4 計画の対象とする障がい者の範囲

この計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法に規定された、身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法での知的障がい者のうち 18 歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障がい者(高次脳機能障害者及び発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号)第 2 条第 2 項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。)のうち 18 歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって 18 歳以上であるものをいいます。また「障がい児」とは、児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する障害児をいいます。

5 計画の期間

市町村障がい者福祉計画は 3 年ごとの計画策定が基本指針により定められています。

このため、この計画の計画期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間としています。

平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
第 5 期障がい者福祉計画			第 6 期障がい者福祉計画			第 7 期障がい者福祉計画		
第 1 期障がい児福祉計画			第 2 期障がい児福祉計画			第 3 期障がい児福祉計画		

6 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、障がい者及び障がい児の福祉に関する事業所、障がい当事者団体、ボランティア団体、校長会、町会連合会、民生委員児童委員連合会、社会福祉協議会等の代表者で構成された、北斗市障がい者福祉計画策定委員会を設置し審議を重ねました。

第2章 障がい者を取り巻く状況

第2章 障がい者を取り巻く状況

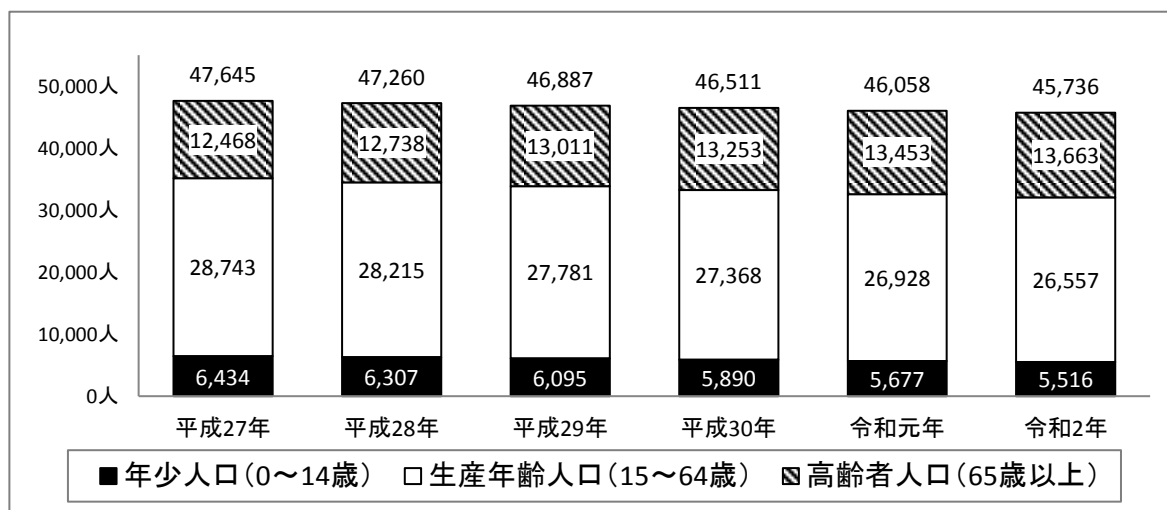
1 人口の状況

北斗市の総人口は、平成27年の47,645人から令和2年の45,736人と減少傾向にあります。年齢3区分別人口で見ると、0～14歳、15～64歳は減少傾向にありますが、65歳以上の高齢者人口は増加傾向で推移しており、少子高齢化が進行しています。

年齢3区分別人口の推移

単位：人

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
年少人口(0～14歳)	6,434	6,307	6,095	5,890	5,677	5,516
生産年齢人口(15～64歳)	28,743	28,215	27,781	27,368	26,928	26,557
高齢者人口(65歳以上)	12,468	12,738	13,011	13,253	13,453	13,663
総人口	47,645	47,260	46,887	46,511	46,058	45,736



平成27年～令和元年(3月末時点)、令和2年(9月末現在)

2 各種障害者手帳の所持状況

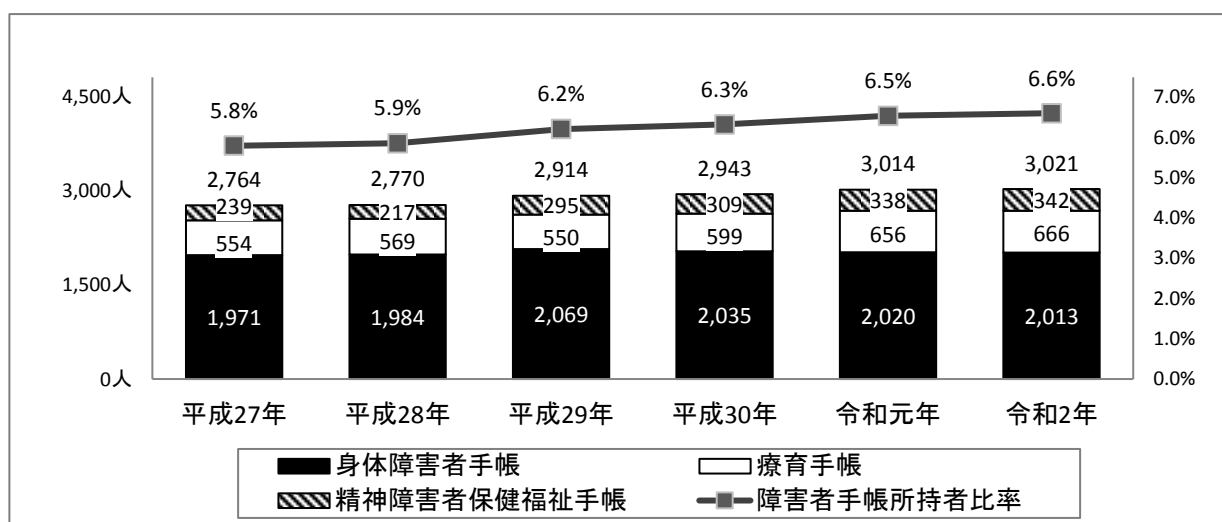
障害者手帳所持者は、平成 27 年の 2,764 人から令和 2 年の 3,021 人と増加傾向で推移しています。

また、総人口に対する障害者手帳所持者の比率も、平成 27 年以降増加傾向で推移しており、令和 2 年には 6.6%となっています。

各種障害者手帳の所持状況の推移

単位：人

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
身体障害者手帳	1,971	1,984	2,069	2,035	2,020	2,013
療育手帳	554	569	550	599	656	666
精神障害者保健福祉手帳	239	217	295	309	338	342
障害者手帳所持者数	2,764	2,770	2,914	2,943	3,014	3,021
障害者手帳所持者比率	5.8%	5.9%	6.2%	6.3%	6.5%	6.6%



平成 27 年～令和元年(3 月末時点)、令和 2 年(9 月末現在)

3 身体障がい者の状況

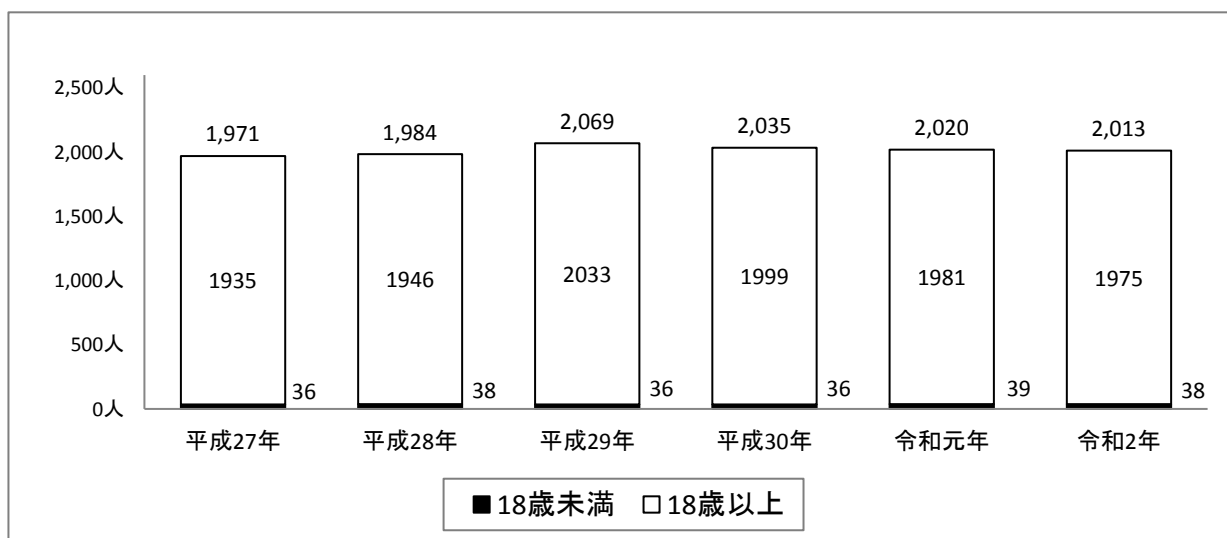
(1) 年代別身体障害者手帳の所持者数の推移

身体障害者手帳所持者は、平成 27 年の 1,971 人から平成 29 年の 2,069 人まで増加傾向で推移していましたが、その後減少に転じ令和 2 年には 2,013 人となっています。

年代別身体障害者手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
18 歳未満	36	38	36	36	39	38
18 歳以上	1935	1946	2033	1999	1981	1975
合 計	1,971	1,984	2,069	2,035	2,020	2,013



平成 27 年～令和元年(3 月末時点)、令和 2 年(9 月末現在)

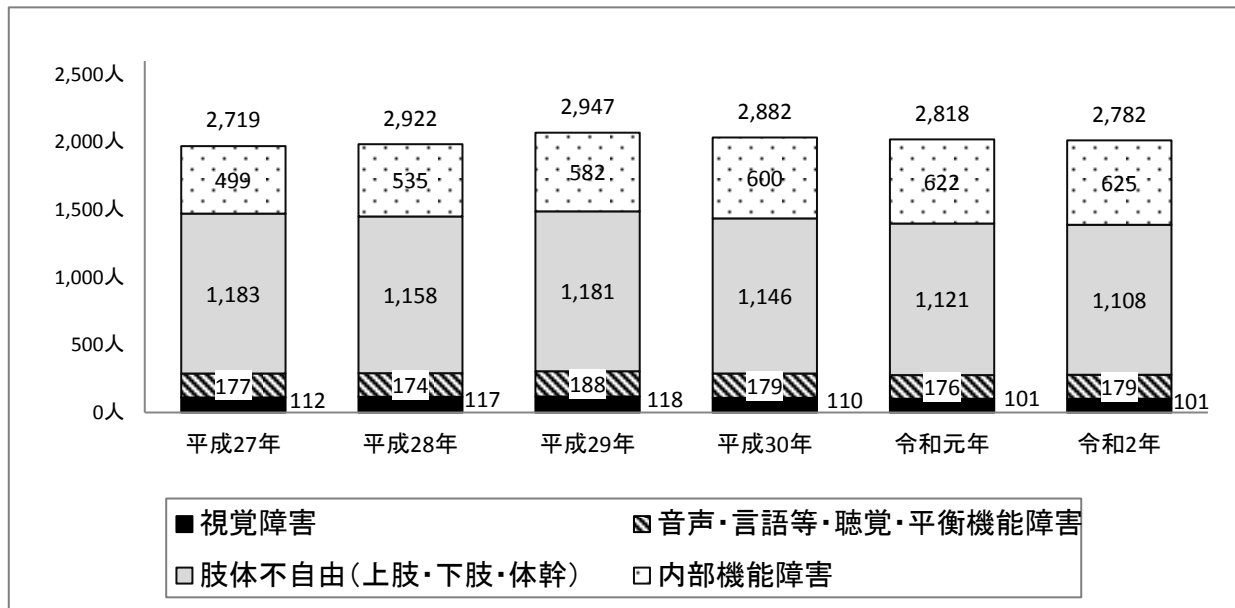
(2)障害種類別身体障害者手帳の所持者数の推移

障害種類別身体障害者手帳所持者数をみると、令和2年では「肢体不自由(上肢・下肢・体幹)」が1,108人で最も多く、次いで「内部機能障害」の625人となっています。

障害種類別身体障害者手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
視覚障害	112	117	118	110	101	101
音声・言語等・聴覚・平衡機能障害	177	174	188	179	176	179
肢体不自由(上肢・下肢・体幹)	1,183	1,158	1,181	1,146	1,121	1,108
内部機能障害	499	535	582	600	622	625
合 計	2,719	2,922	2,947	2,882	2,818	2,782



平成27年～令和元年(3月末時点)、令和2年(9月末現在)

(3) 等級別身体障害者手帳の所持者数の推移

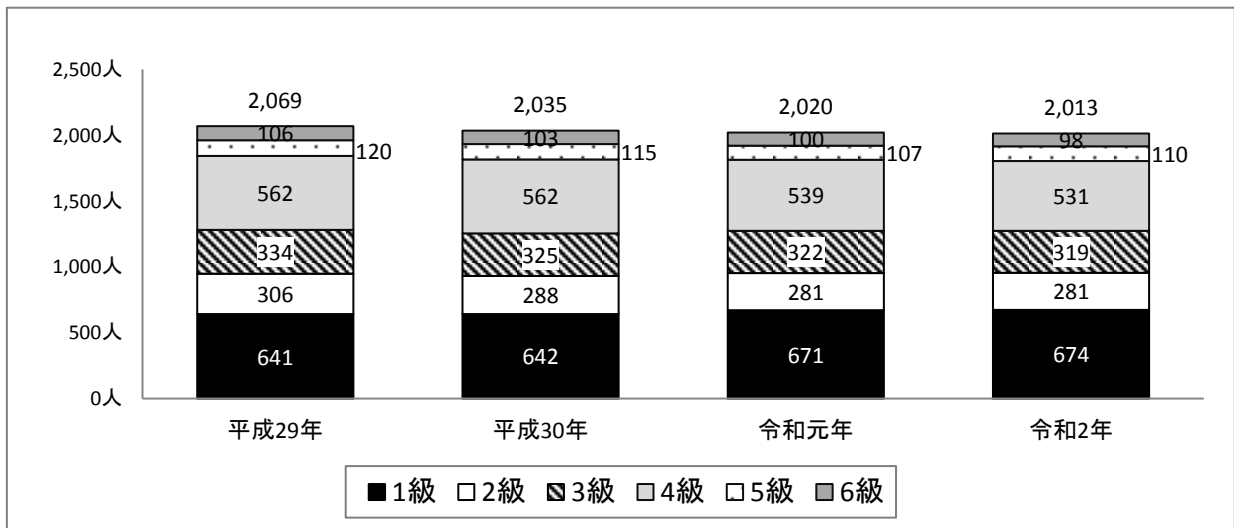
等級別身体障害者手帳所持者数をみると、令和2年では「1級」が674人で最も多く、次いで「4級」の531人となっています。

(等級は、重い順に1級から6級までとなっています。)

等級別身体障害者手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1 級	641	642	671	674
2 級	306	288	281	281
3 級	334	325	322	319
4 級	562	562	539	531
5 級	120	115	107	110
6 級	106	103	100	98
合 計	2,069	2,035	2,020	2,013



平成 29 年～令和元年(3 月末時点)、令和 2 年(9 月末現在)

4 知的障がい者の状況

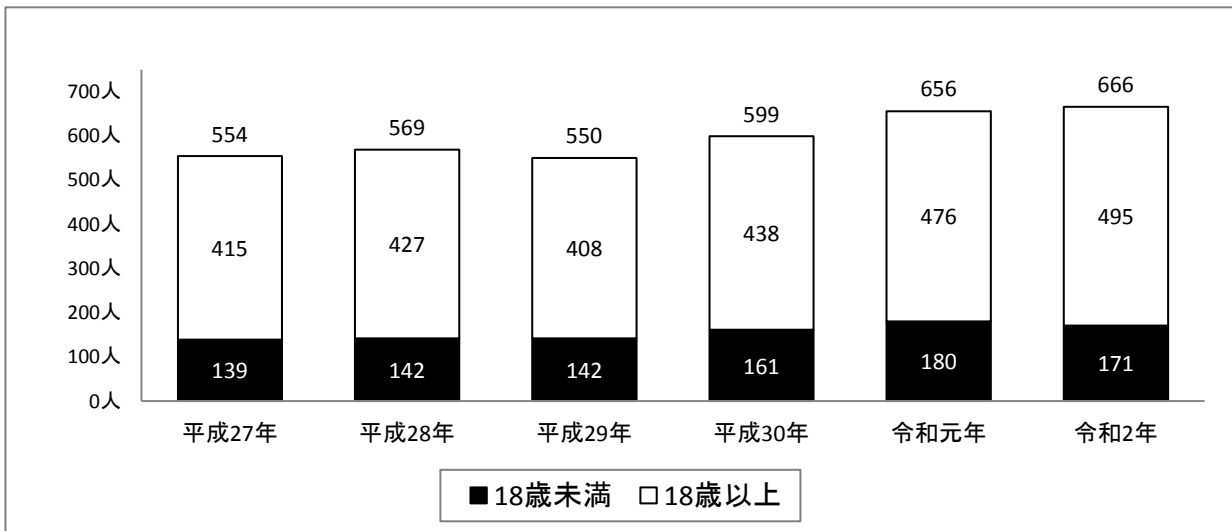
(1)年代別療育手帳の所持者数の推移

療育手帳所持者は、平成 27 年の 554 人から平成 29 年の 550 人までほぼ横ばいで推移していましたが、その後増加に転じ令和 2 年には 666 人となっています。

年代別療育手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
18 歳未満	139	142	142	161	180	171
18 歳以上	415	427	408	438	476	495
合 計	554	569	550	599	656	666



平成 27 年～令和元年(3 月末時点)、令和 2 年(9 月末現在)

(2) 等級別療育手帳の所持者数の推移

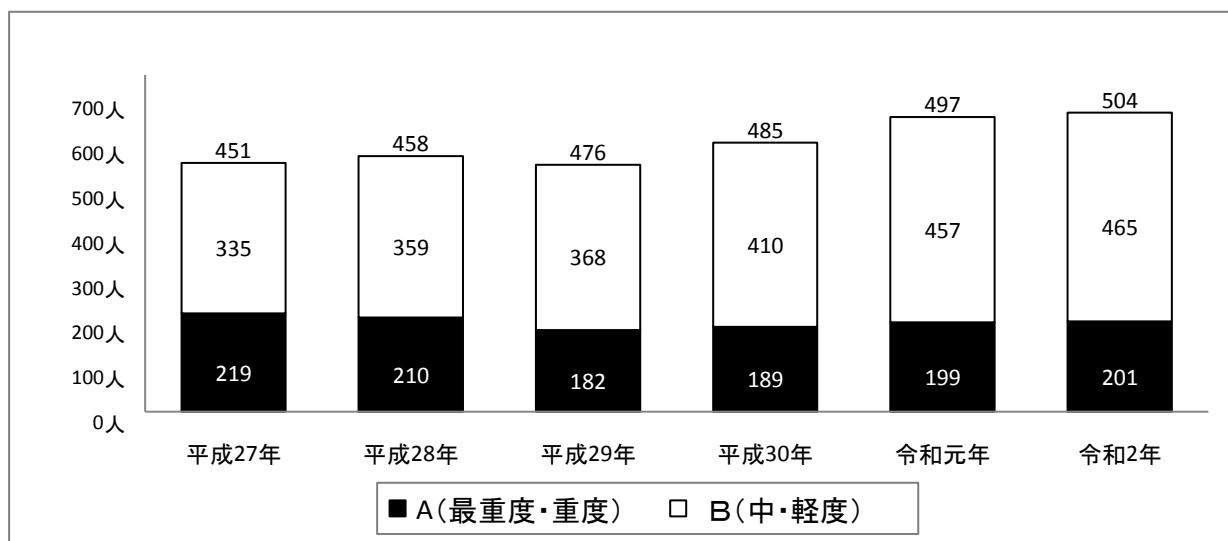
等級別療育手帳所持者数をみると、「A(最重度・重度)」が増加傾向で推移しており、令和2年では465人となっています。

障がい程度別療育手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
A(最重度・重度)	219	210	182	189	199	201
B(中・軽度)	335	359	368	410	457	465
合 計	451	458	476	485	497	504

平成27年～令和元年(3月末時点)、令和2年(9月末現在)



5 精神障がい者の状況

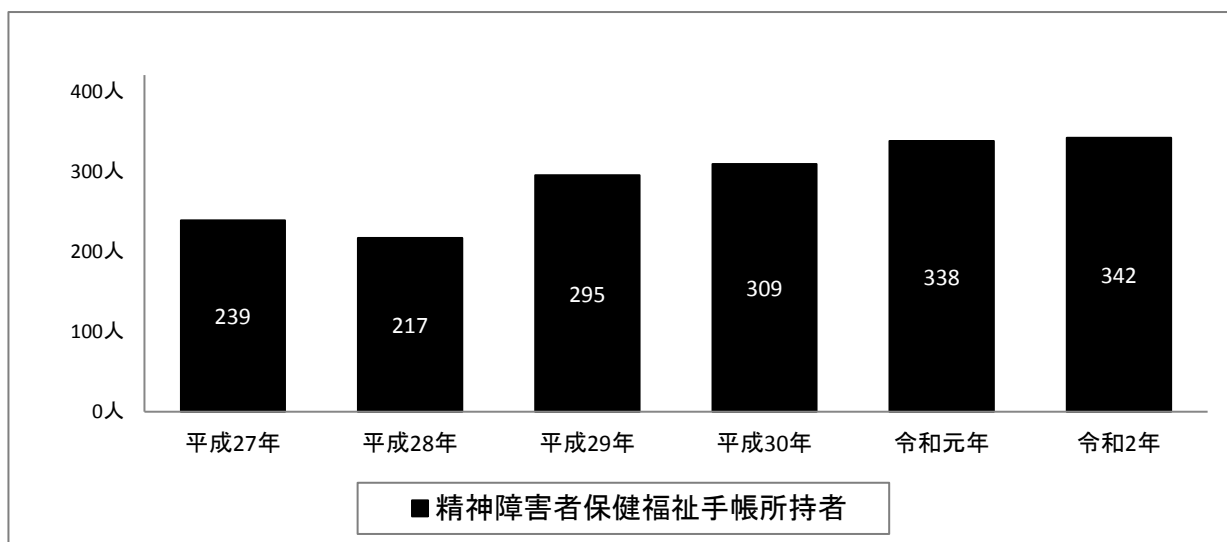
(1)精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成 27 年の 239 人から令和 2 年の 342 人と年度ごとの増減はみられますが増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
精神障害者保健福祉手帳所持者	239	217	295	309	338	342



平成 27 年～令和元年(3 月末時点)、令和 2 年(9 月末現在)

(2) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

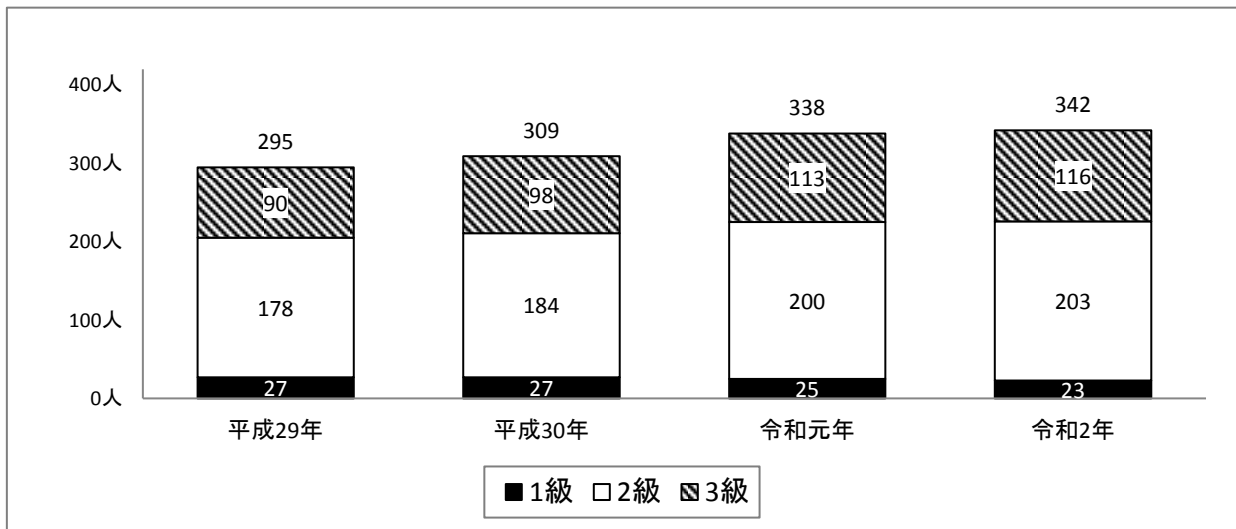
等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「2級」「3級」とともに増加傾向で推移しており、令和2年では、「2級」203人、「3級」116人となっています。

(等級は、重い順に「1級」「2級」「3級」の順となっています。)

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
1 級	27	27	25	23
2 級	178	184	200	203
3 級	90	98	113	116
合 計	295	309	338	342



平成 29 年～令和元年(3 月末時点)、令和 2 年(9 月末現在)

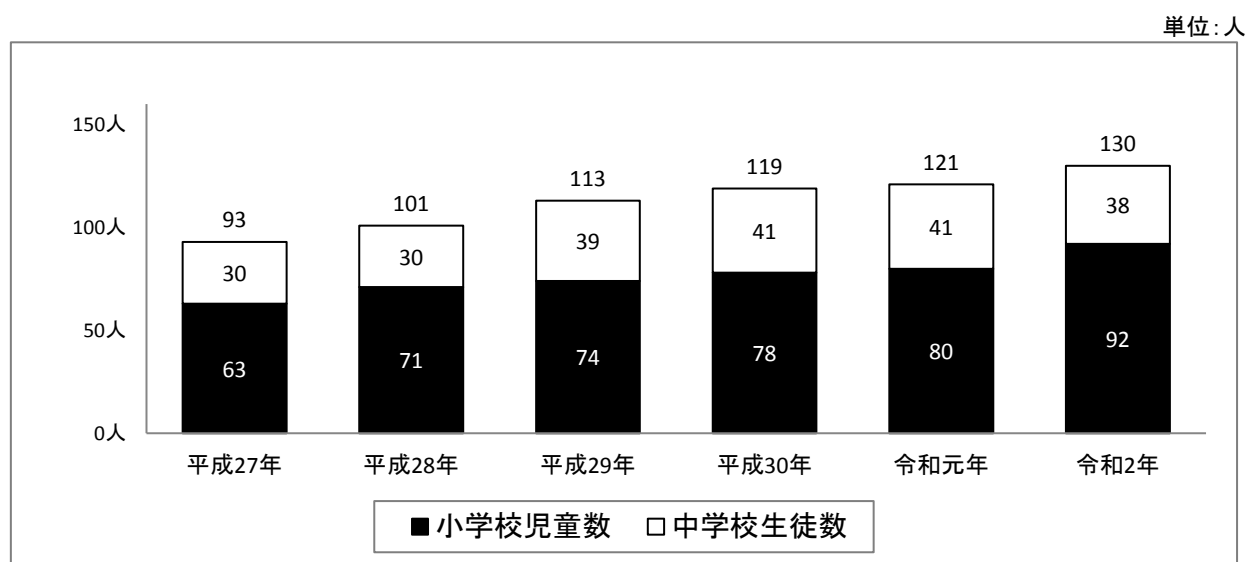
6 特別支援学級の設置状況

令和2年9月末で小学校の特別支援学級数は31学級、中学校は11学級、合計で42学級となっています。在籍児童・生徒数は、小学生が92人、中学生が38人、合計130人となっています。

特別支援学級数の在籍児童・生徒数の合計は、平成27年の93人から令和2年の130人と増加傾向で推移しています。

特別支援学級数の合計は、平成27年の35学級から令和2年の42学級と年ごとの増減はあるものの増加しています。

特別支援児童生徒数・学級数の推移



区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
小学校学級数	23	25	27	26	24	31
中学校学級数	12	8	11	12	12	11
合 計	35	33	38	38	36	42

平成27年～令和元年(3月末時点)、令和2年(9月末現在)

7 アンケート等でみる北斗市の状況

(1) 調査概要

① 調査の目的

令和2年9月に市内在住で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方1,200人を無作為に抽出し、郵送でアンケート調査した結果、649人(54.1%)の回答がありました。

② 係数処理上の注記

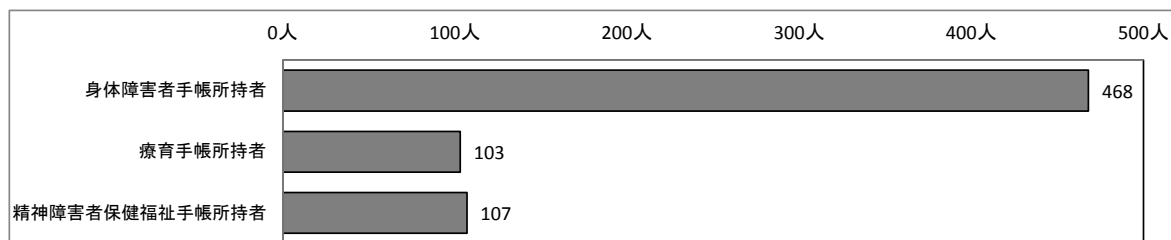
- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。

(2) 調査結果

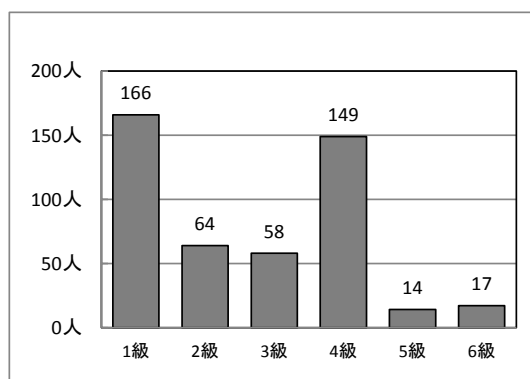
① 回答者の状況

回答のあった人は、身体障害者手帳を所持している人が468人(69.0%)、療育手帳を所持している人が103人(15.2%)、精神障害者保健福祉手帳を所持している人が107人(15.8%)となっています。

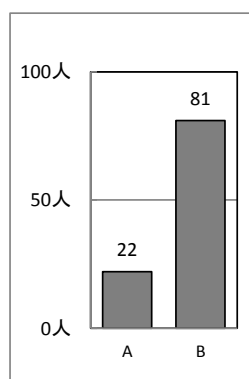
【各種手帳の所持状況】



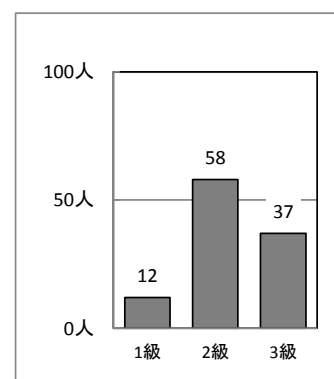
【身体障害者手帳の所持者】



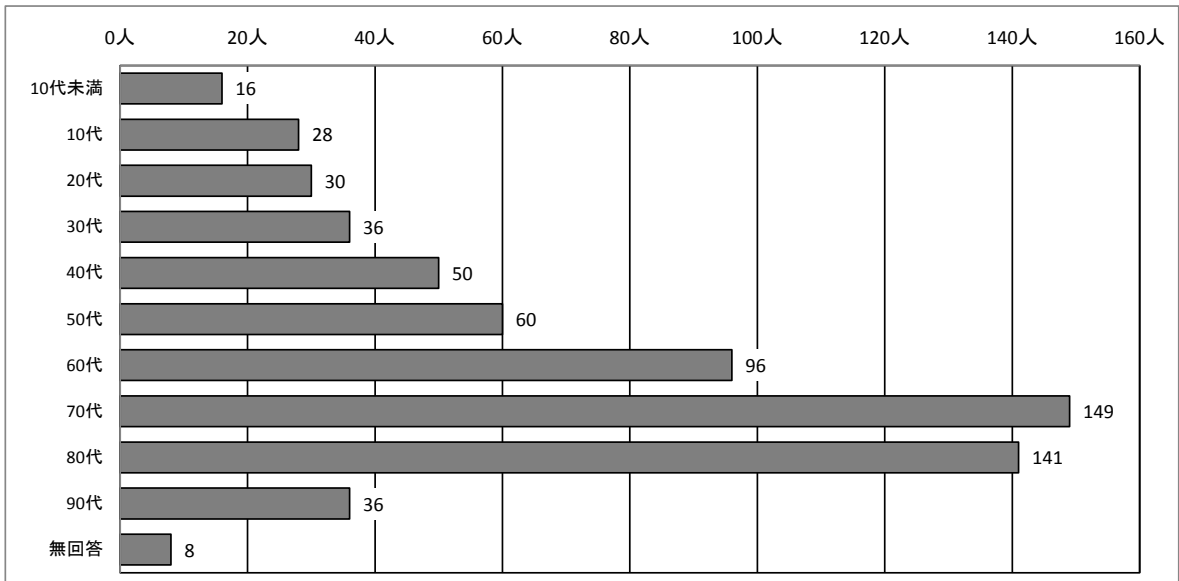
【療育手帳の所持者】



【精神障害者保健福祉手帳の所持者】



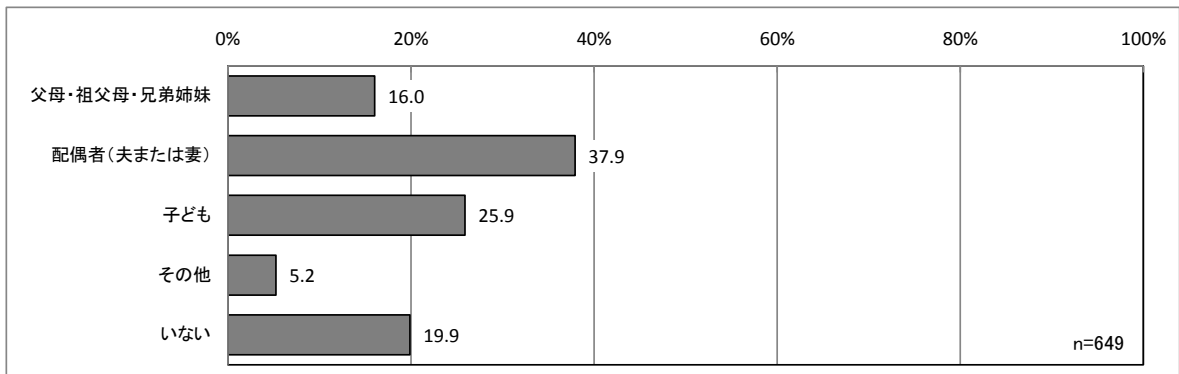
【年齢階層】



②世帯や介護者について

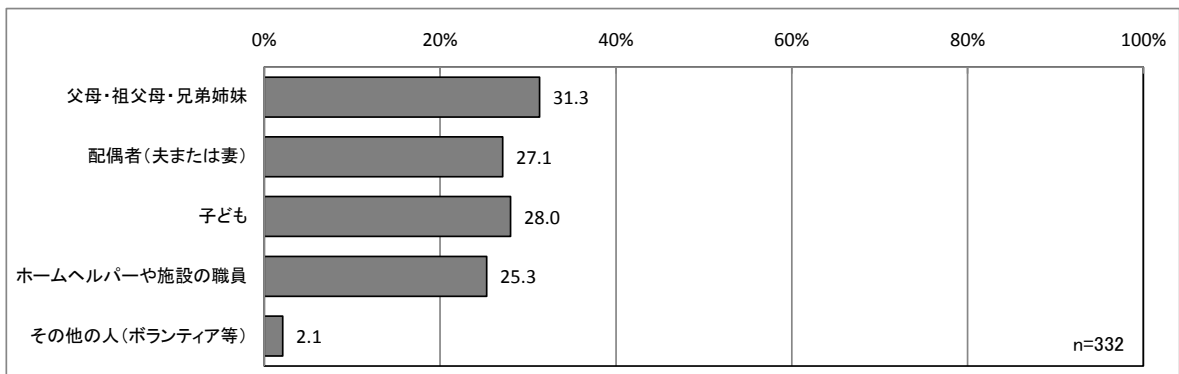
【同居者】

「配偶者(夫または妻)」が37.9%で最も多く、次いで「子ども」25.9%、「いない」19.9%の順となっています。



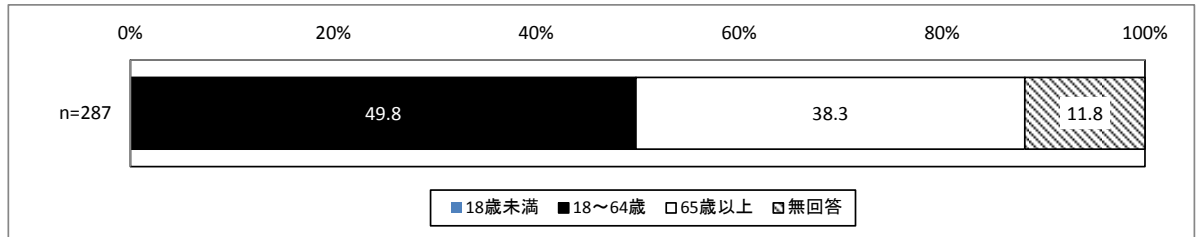
【介護者】

「父母・祖父母・兄弟姉妹」が31.3%で最も多く、次いで「子ども」28.0%、「配偶者(夫または妻)」27.1%の順となっています。



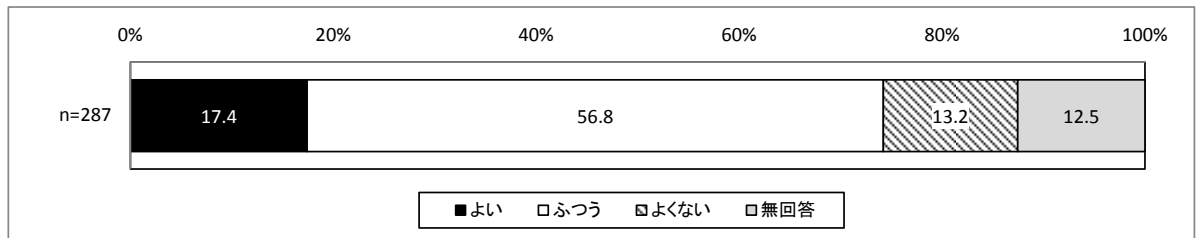
【介護者の年齢】

「18～64歳」が49.8%、「65歳以上」が38.33%となっています。



【介護者の健康状態】

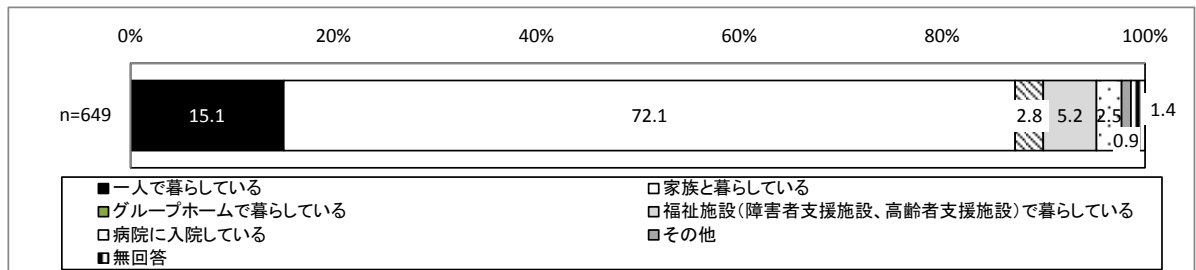
「ふつう」が56.8%で最も多く、次いで「よい」17.4%、「よくない」13.2%の順となっています。



③住まいや暮らしについて

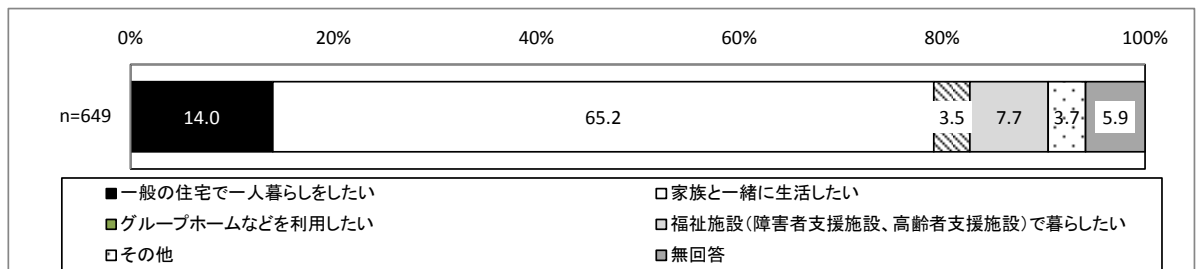
【現在の暮らしの状況】

「家族と暮らしている」が72.1%で最も多く、次いで「一人で暮らしている」15.1%、「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」5.2%の順となっています。



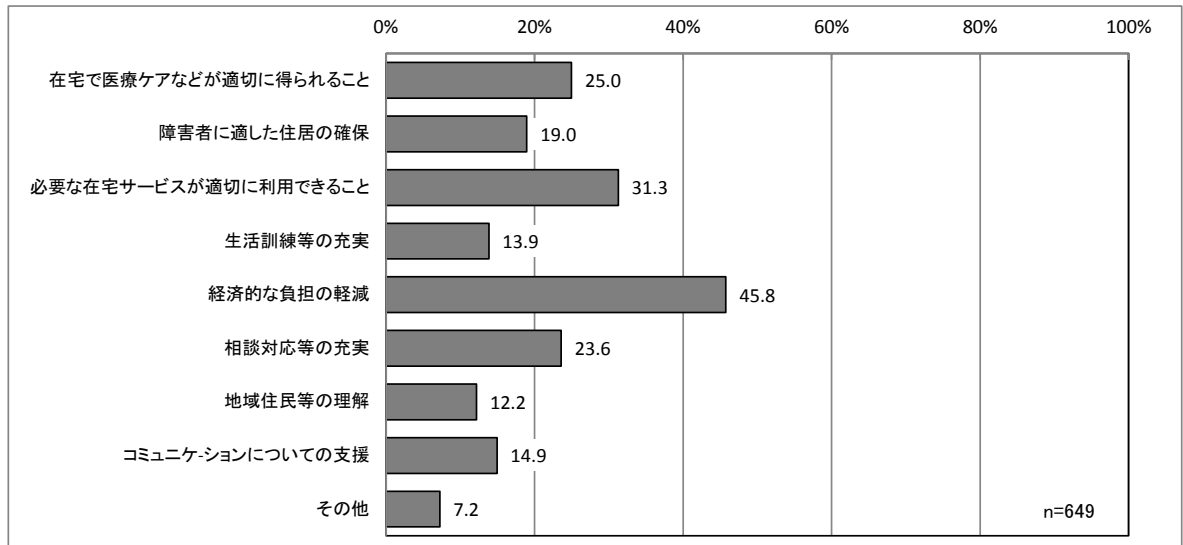
【今後3年以内に望む暮らし】

「家族と一緒に生活したい」が65.2%で最も多く、次いで「一般の住宅で一人暮らしをしたい」14.0%、「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしたい」7.7%の順となっています。



【希望する暮らしを送るために必要な支援】

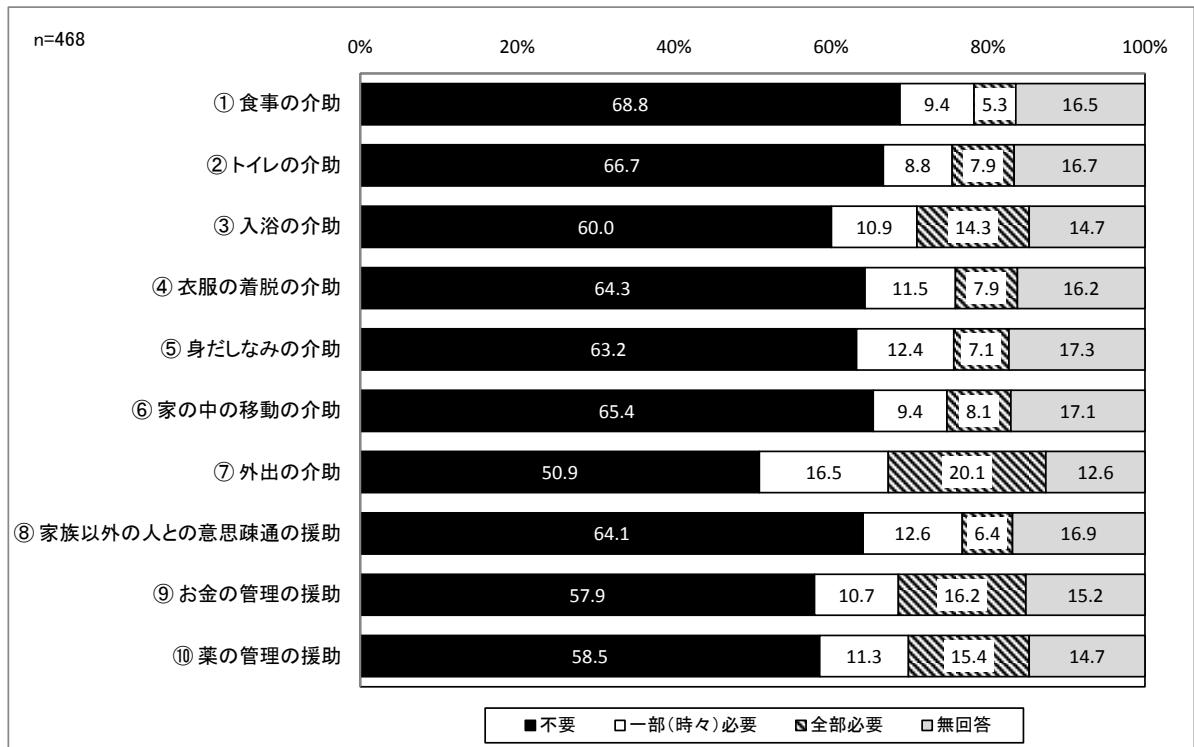
「経済的な負担の軽減」が 45.8%で最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」31.3%、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」25.0%の順となっています。



④日常生活の状況

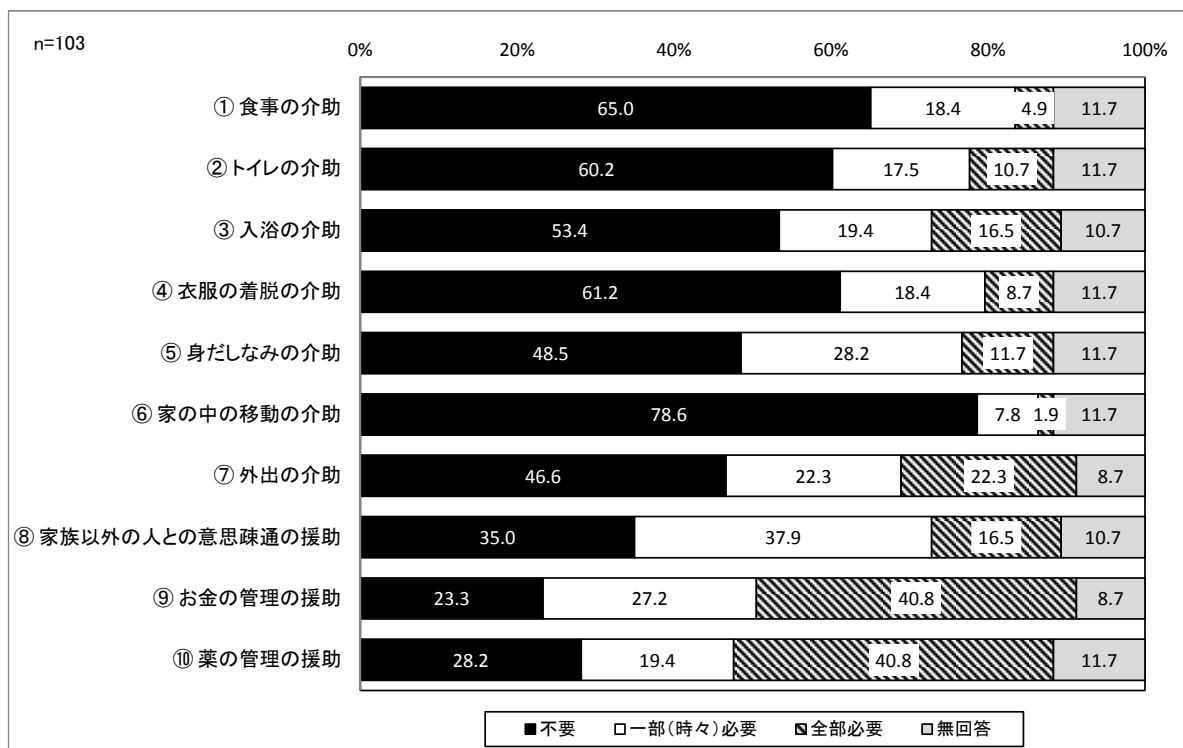
【日常生活において必要な支援(身体障害者手帳所持者)】

「⑦外出の支援」が 36.5%と最も多くなっており、次いで「⑨お金の管理の援助」となっています。



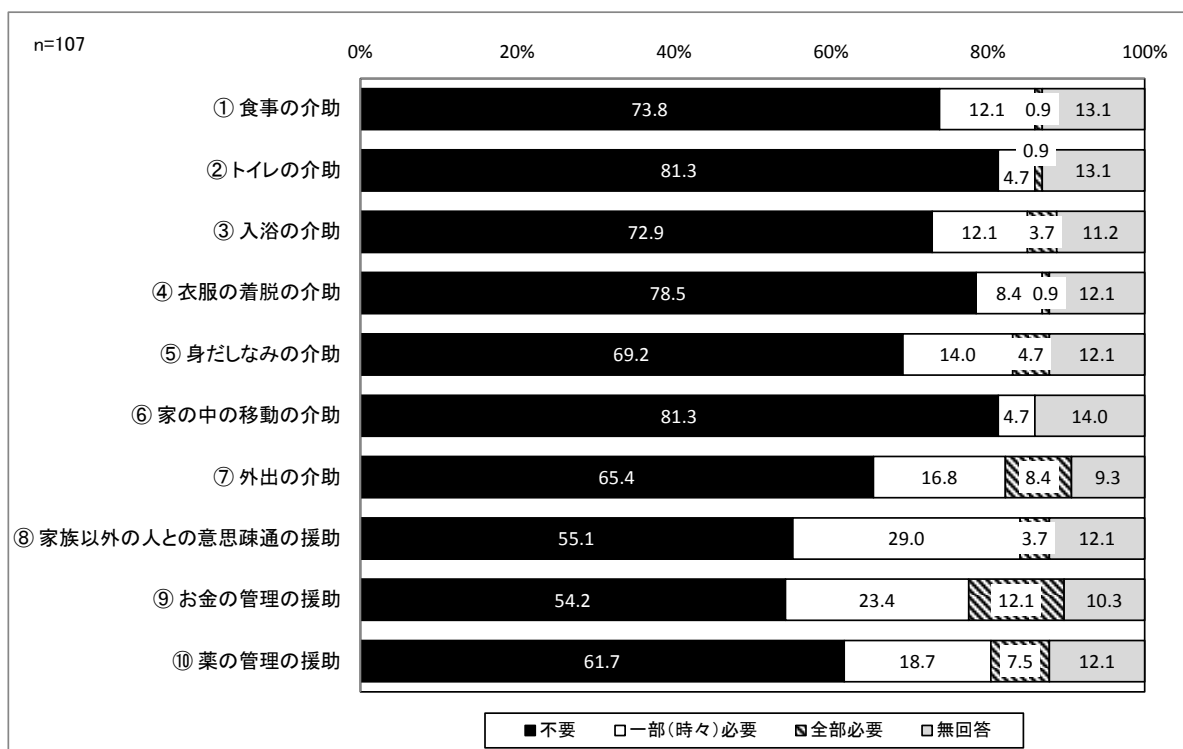
【日常生活において必要な支援(療育手帳所持者)】

「⑨お金の管理の援助」が 68.0%と最も多くなっており、次いで「⑩薬の管理の援助」となっています。



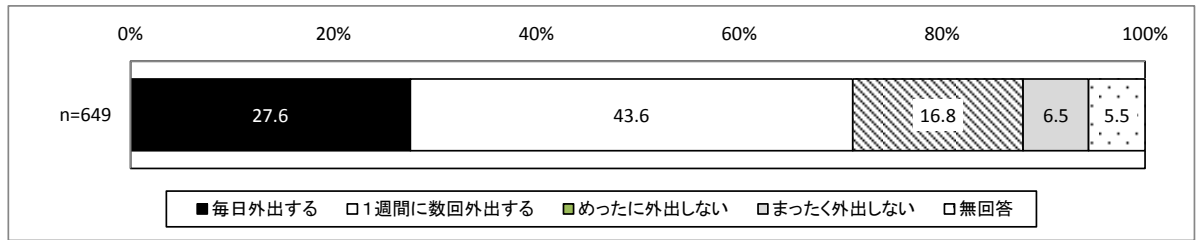
【日常生活において必要な支援(精神障害者保健福祉手帳所持者)】

「⑨お金の管理の援助」が 35.5%と最も多くなっており、次いで「⑧家族以外の人との意思疎通の援助」となっています。



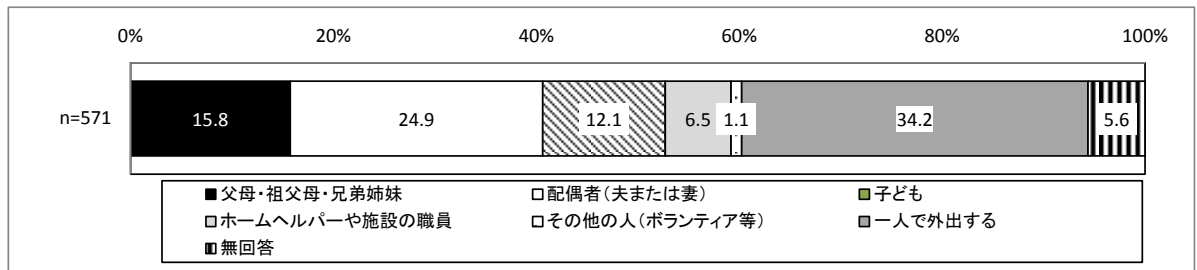
【1週間の外出頻度】

「1週間に数回外出する」が 43.6%で最も多く、次いで「毎日外出する」27.6%、「めったに外出しない」16.8%の順となっています。



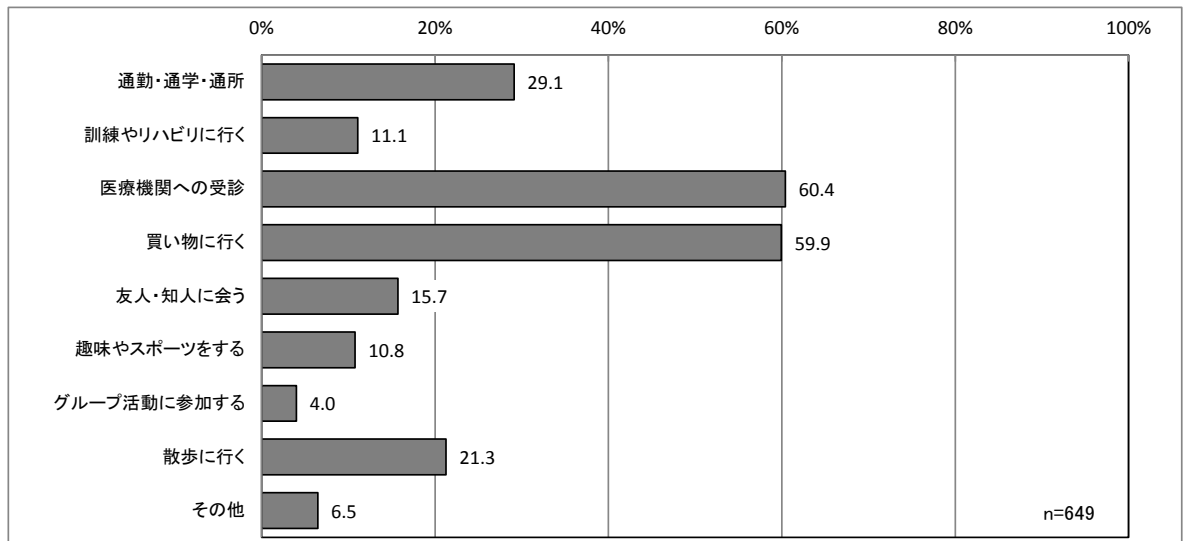
【外出する際の同伴者】

「家族と一緒に生活したい」が 65.2%で最も多く、次いで「一般の住宅で一人暮らしをしたい」14.0%、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」7.7%の順となっています。



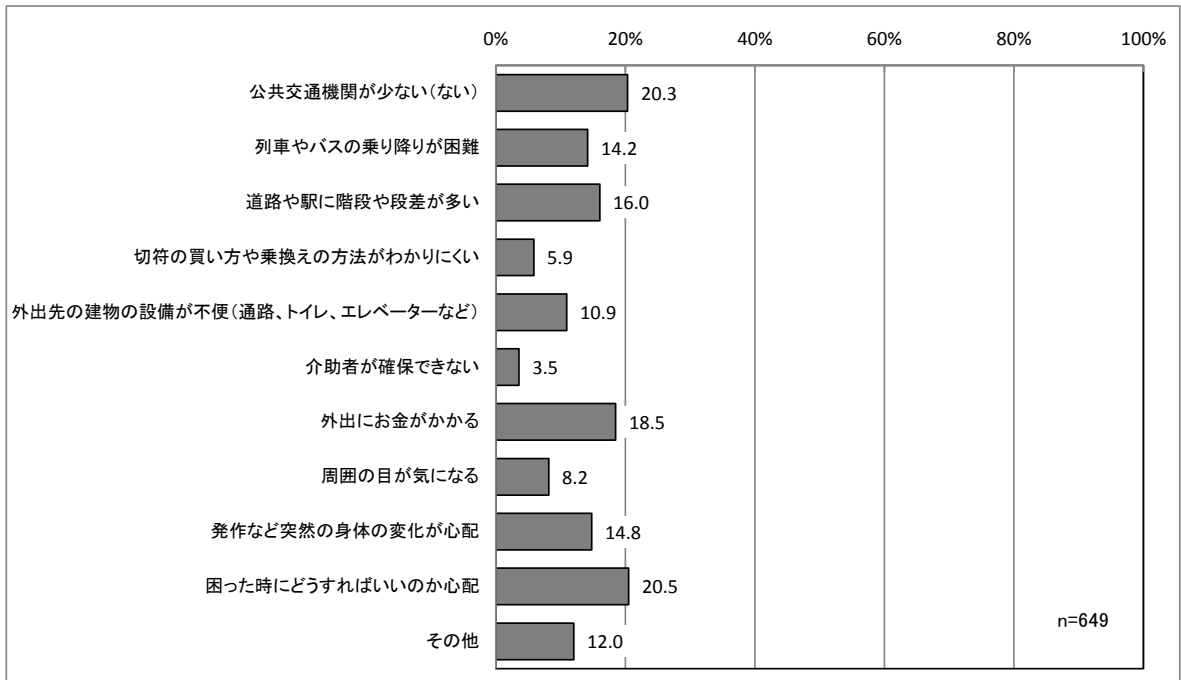
【外出の目的】

「医療機関への受診」が 60.4%で最も多く、次いで「買い物に行く」59.9%、「通勤・通学・通所」29.1%の順となっています。



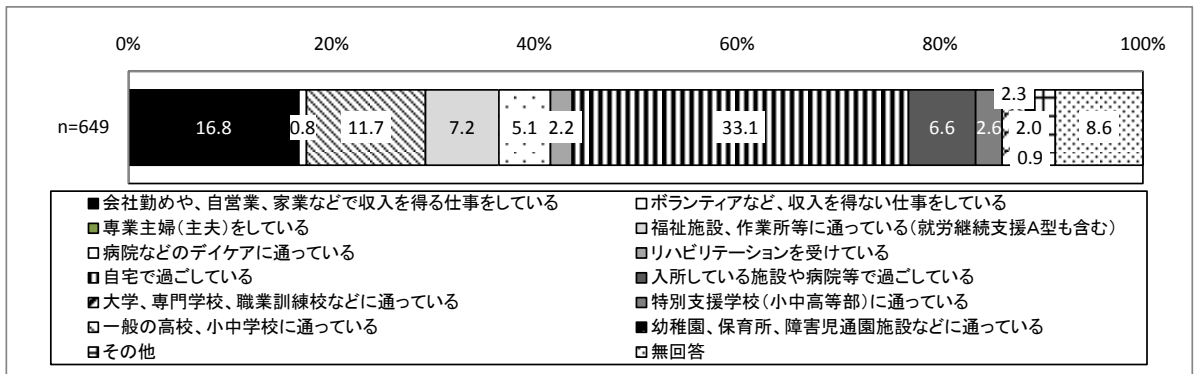
【外出時に困ること】

「困った時にどうすればいいのか心配」が 20.5%で最も多く、次いで「公共交通機関が少ない(ない)」20.3%、「外出にお金がかかる」18.5%の順となっています。



【日常生活の過ごし方】

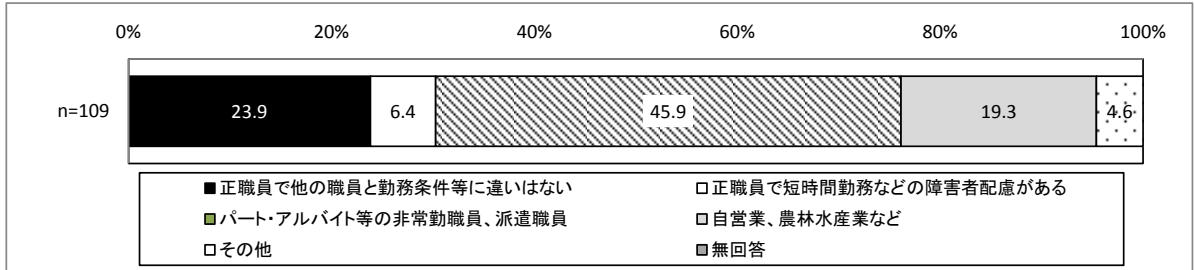
「自宅で過ごしている」が 33.1%で最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」16.8%、「専業主婦(主夫)をしている」11.7%の順となっています。



【勤務形態】

「収入を得る仕事をしている」と回答した方のみ

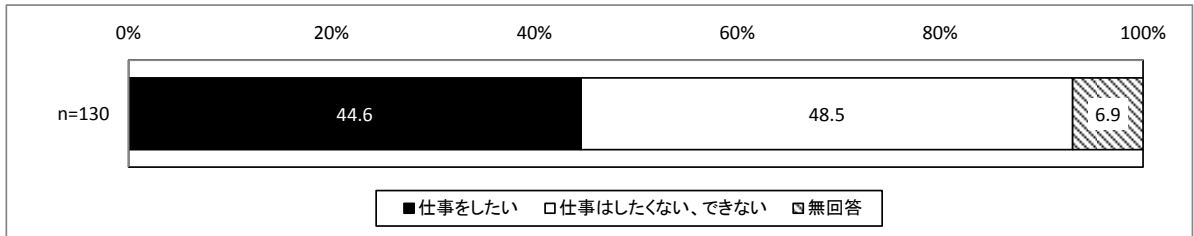
「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が 45.9%で最も多く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」23.9%、「自営業、農林水産業など」19.3%の順となっています。



【今後収入を得る仕事をしたいか】

「収入を得る仕事をしていない 18～64 歳の方」のみ

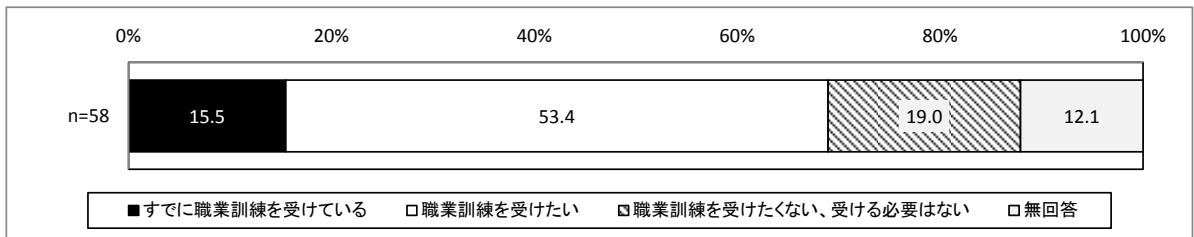
「仕事をしたい」が 44.6%、「仕事はしたくない、できない」が 48.5%となっています。



【職業訓練などを受けたいか】

「今後収入を得る仕事をしたい方」のみ

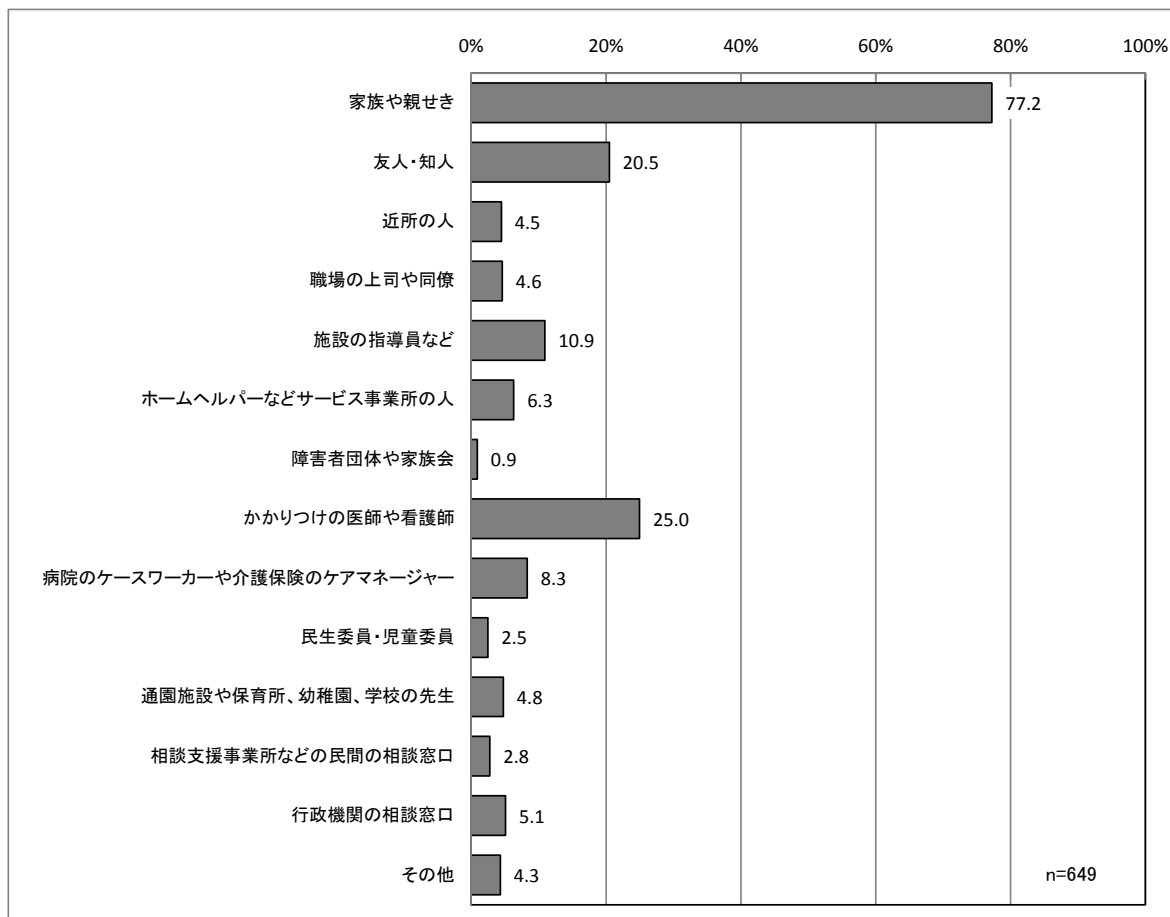
「職業訓練を受けたい」が 53.4%で最も多く、次いで「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」19.0%、「すでに職業訓練を受けている」15.5%の順となっています。



⑤相談相手について

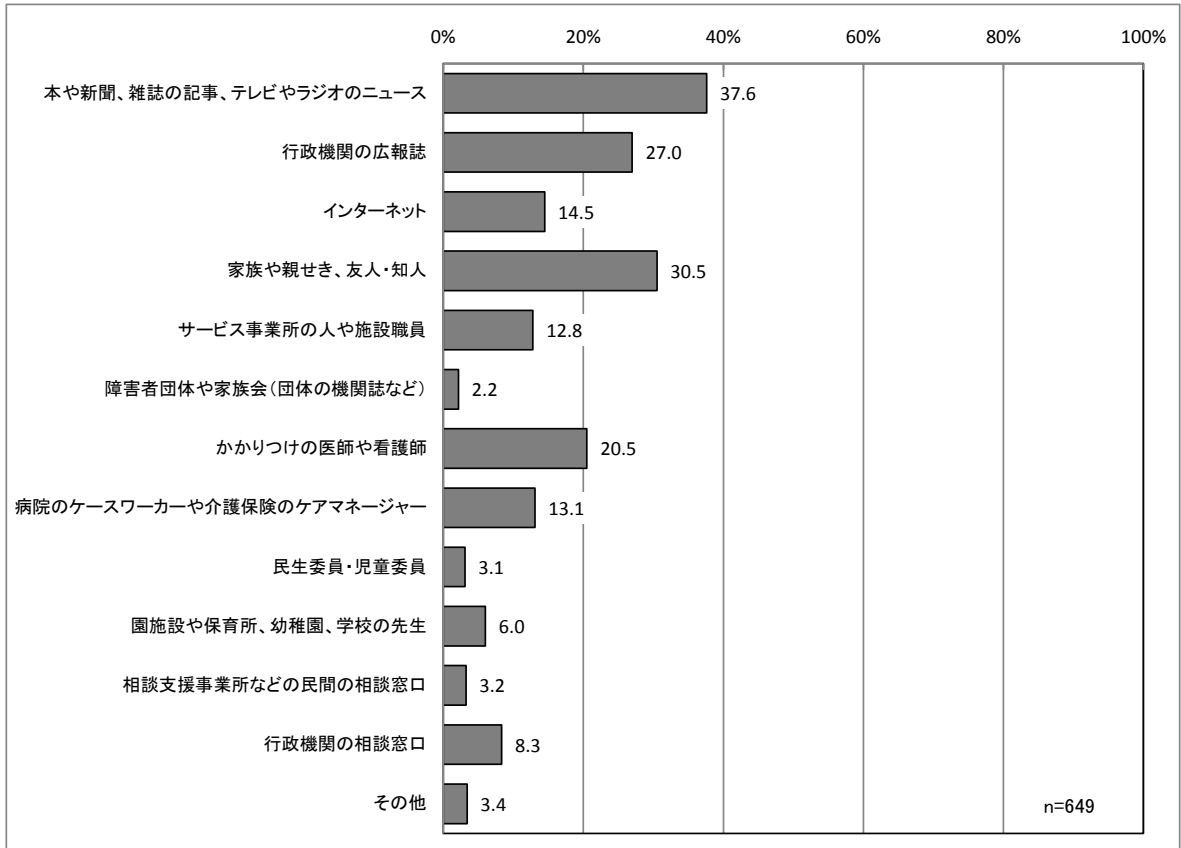
【悩みや困りごとなどの相談先】

「家族や親せき」が77.2%で最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」25.0%、「友人・知人」20.5%の順となっています。



【障害や福祉サービスなどに関する情報の入手先】

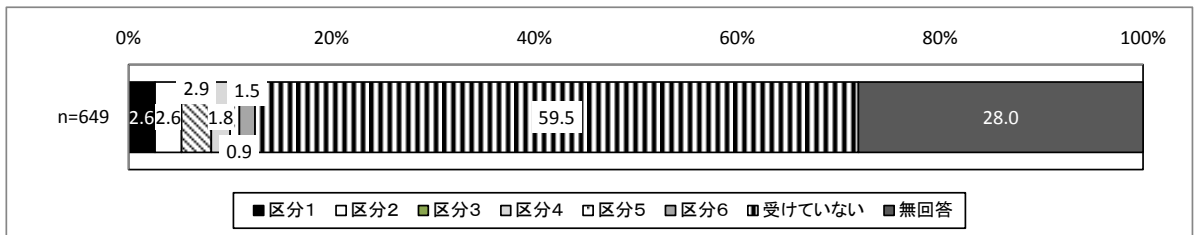
「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 37.6%で最も多く、次いで「家族や親せき、友人・知人」30.5%、「行政機関の広報誌」27.0%の順となっています。



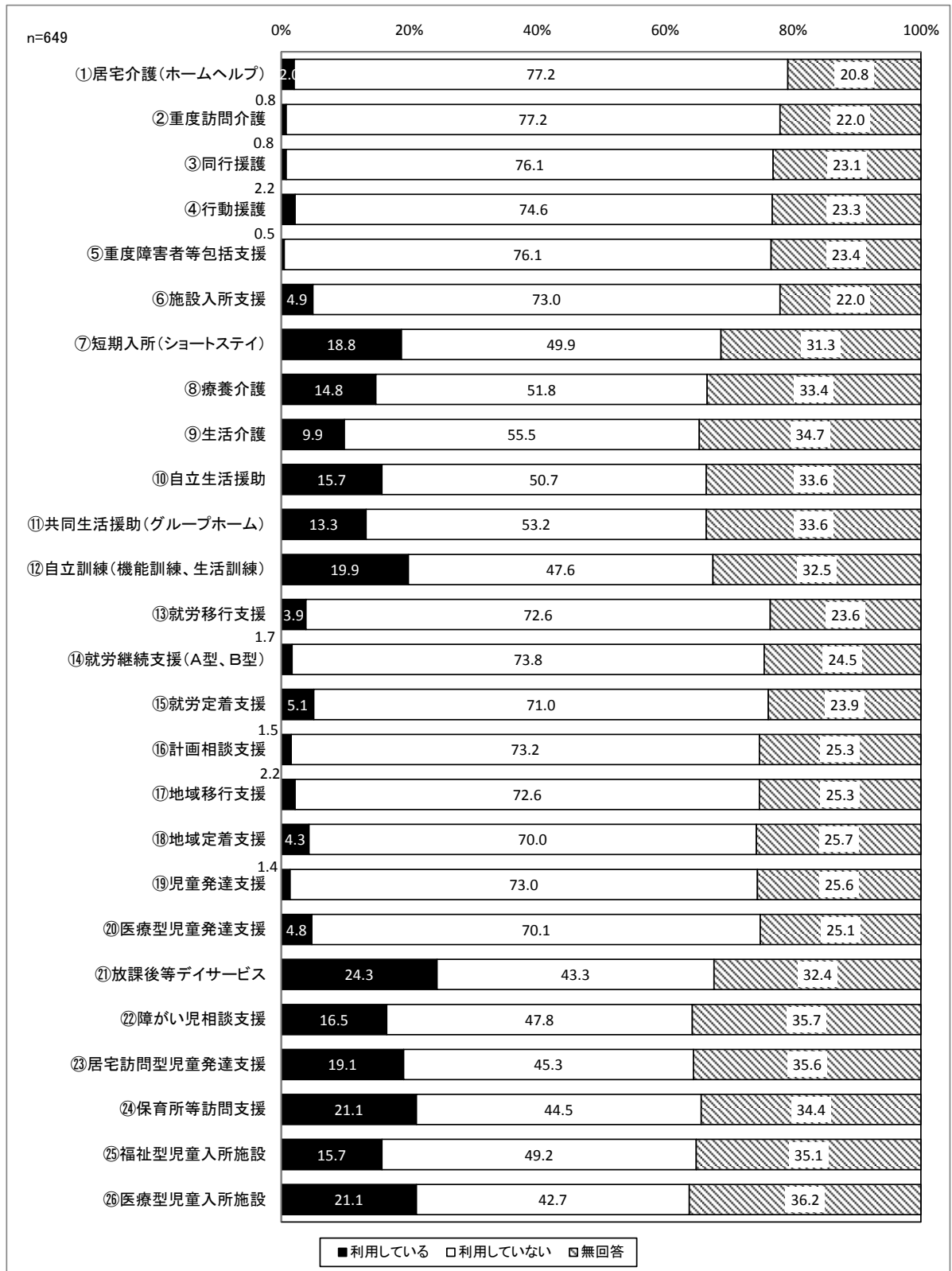
⑥障害福祉サービス等の利用について

【障害支援区分の認定状況】

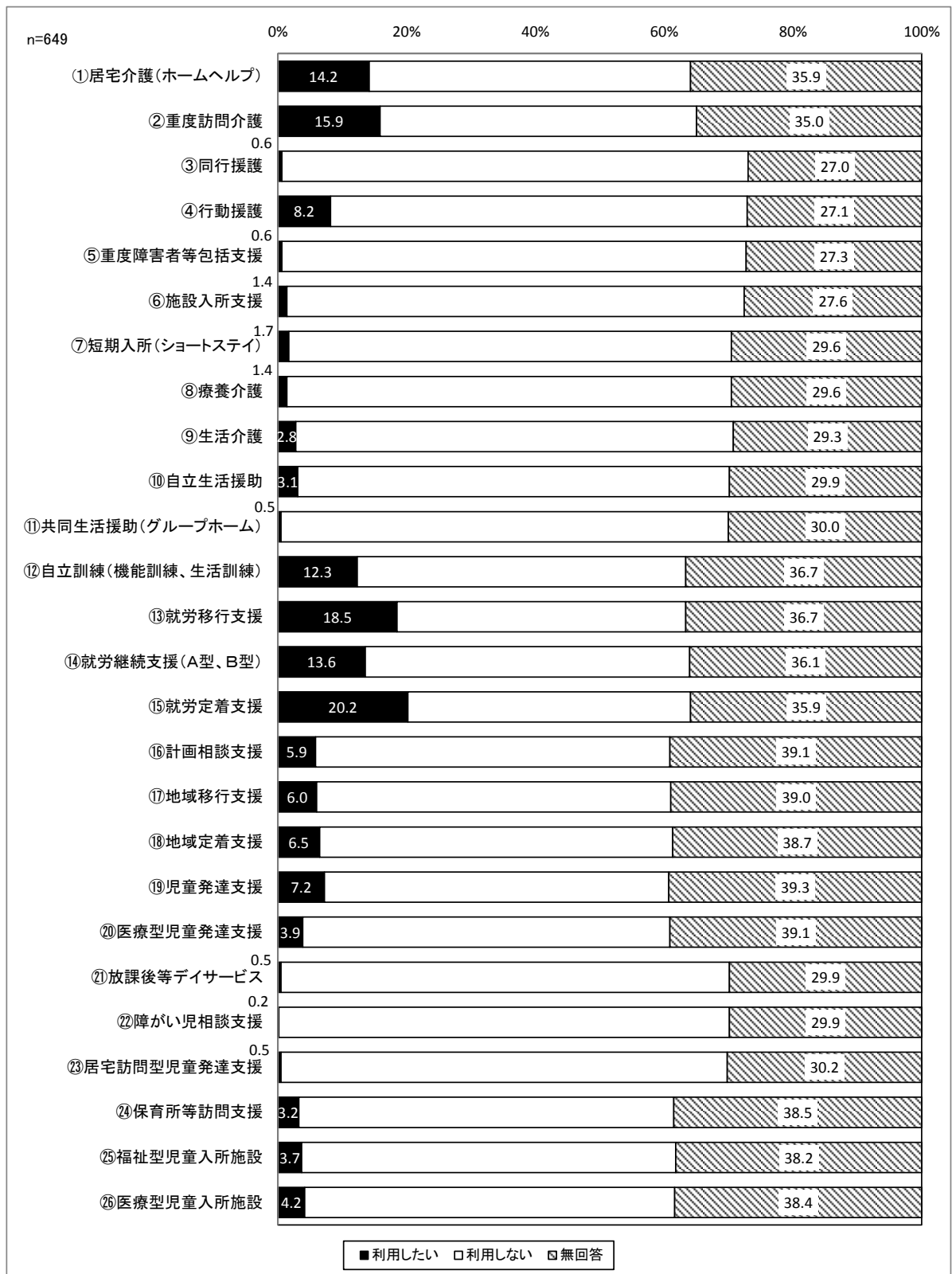
「受けていない」が 59.5%で最も多く、次いで「区分3」2.9%、「区分1」「区分2」2.6%の順となっています。



【障害福祉サービスの利用状況】



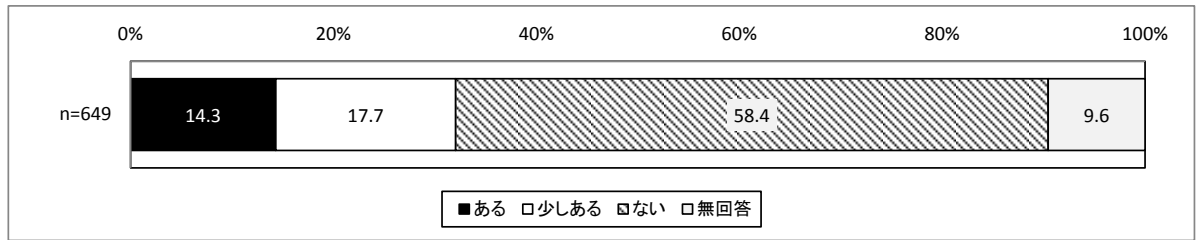
【障害福祉サービスの利用意向】



⑦権利擁護について

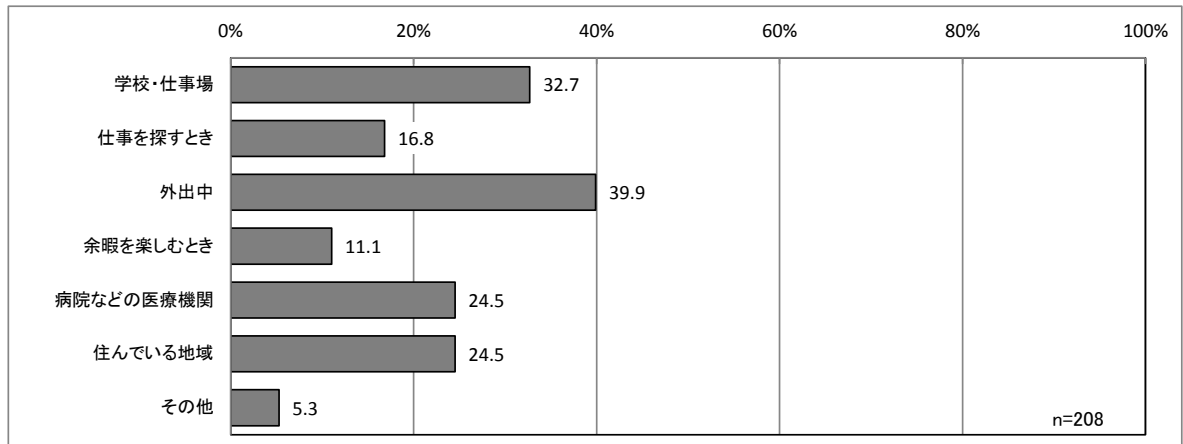
【障害による差別や嫌な思いをしたことがある経験】

「ない」が 58.4%で最も多く、次いで「少しある」17.7%、「ある」14.3%の順となっています。



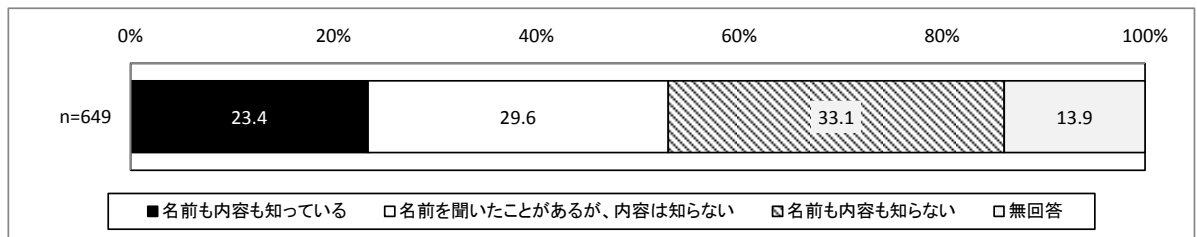
【差別や嫌な思いをしたことがある場所】

「外出中」が 39.9%で最も多く、次いで「学校・仕事場」32.7%、「病院などの医療機関」「住んでいる地域」24.5%の順となっています。



【成年後見制度の認知状況】

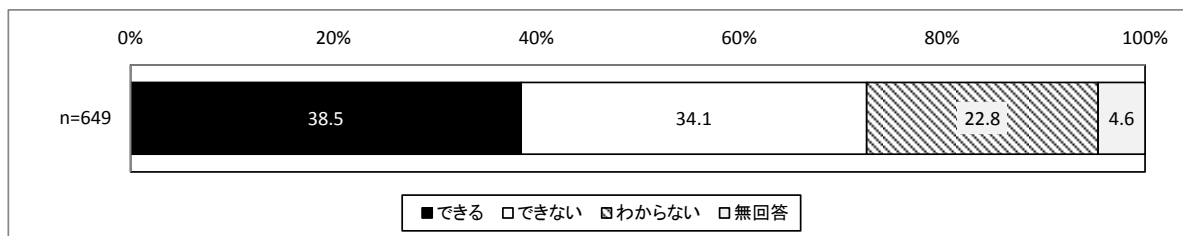
「名前も内容も知らない」が 33.1%で最も多く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」29.6%、「名前も内容も知っている」23.4%の順となっています。



⑧災害時の避難等について

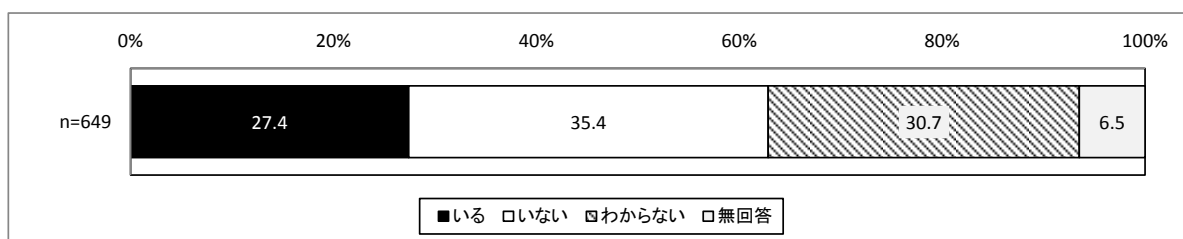
【一人での災害時の避難】

「できる」が 38.5%で最も多く、次いで「できない」34.1%、「わからない」22.8%の順となっています。



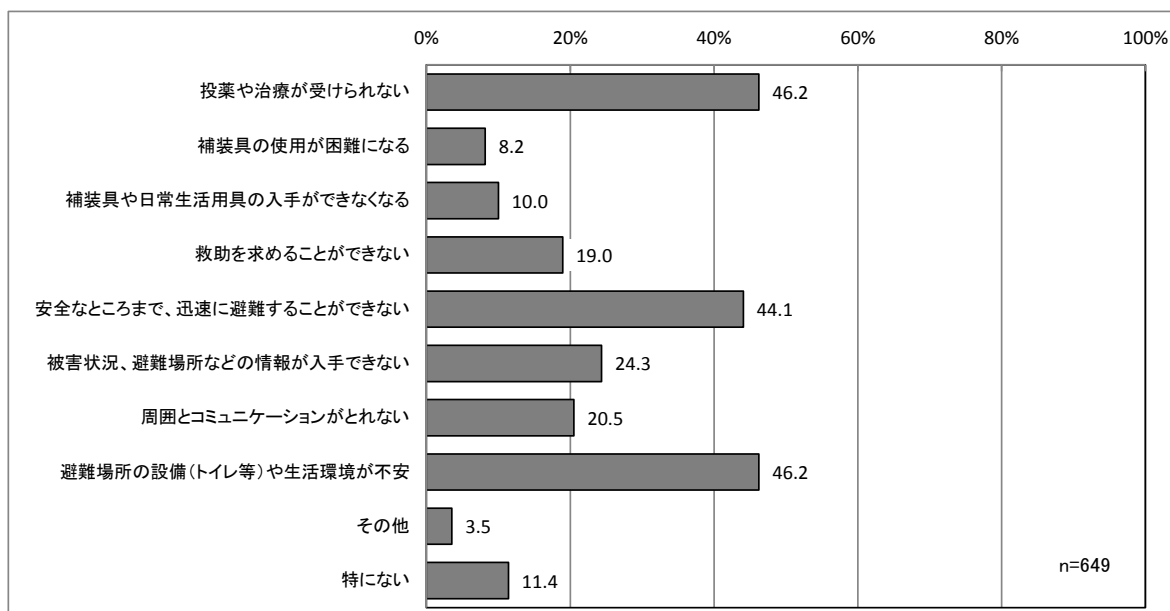
【家族が不在の場合や一人暮らしの場合に助けてくれる近所の人】

「いない」が 35.4%で最も多く、次いで「わからない」30.7%、「いる」27.4%の順となっています。



【火事や地震等の災害時に困ること】

「投薬や治療が受けられない」「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が 46.2%で最も多く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」44.1%、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」24.3%の順となっています。

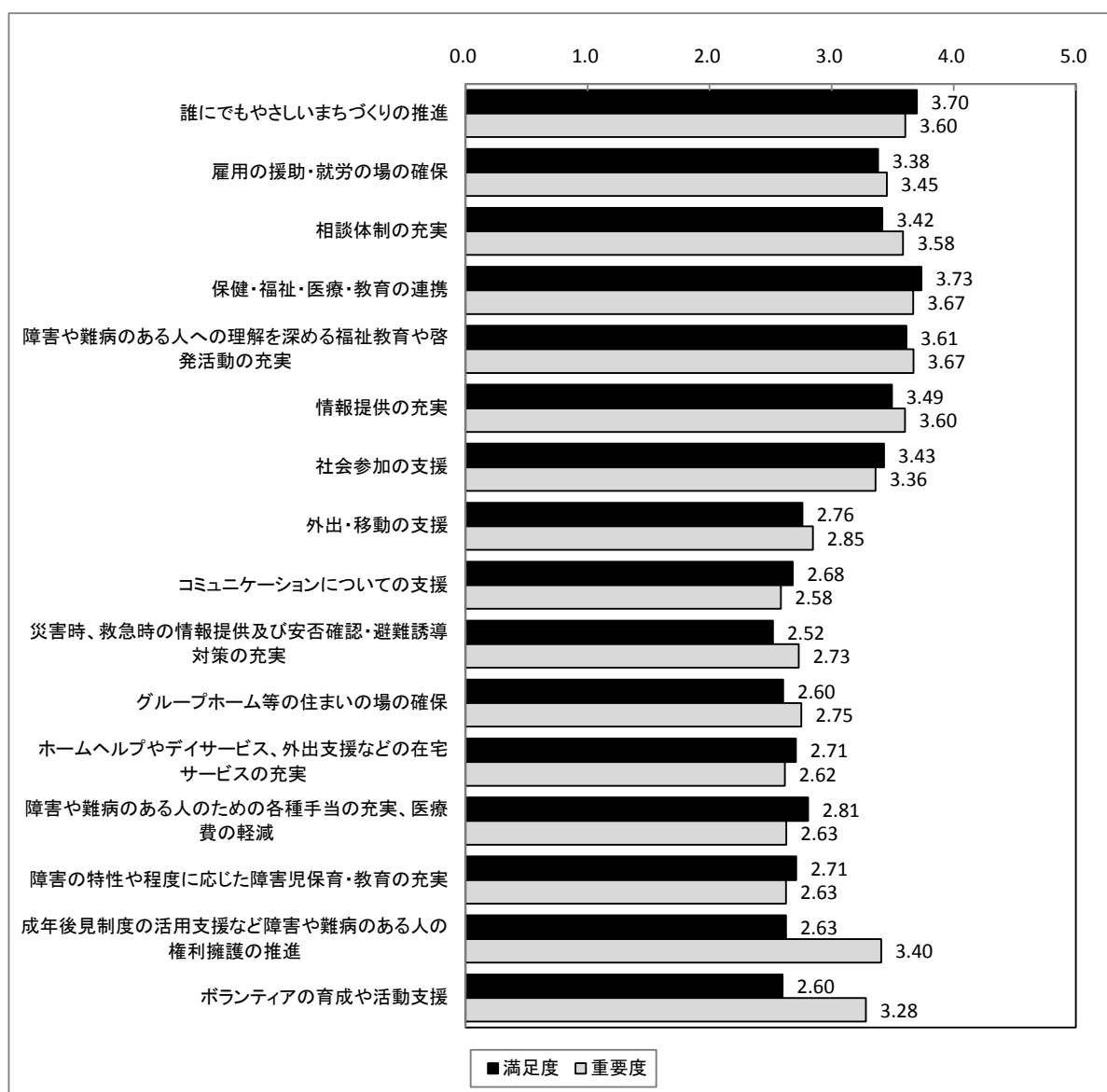


⑨障がい福祉施策等について

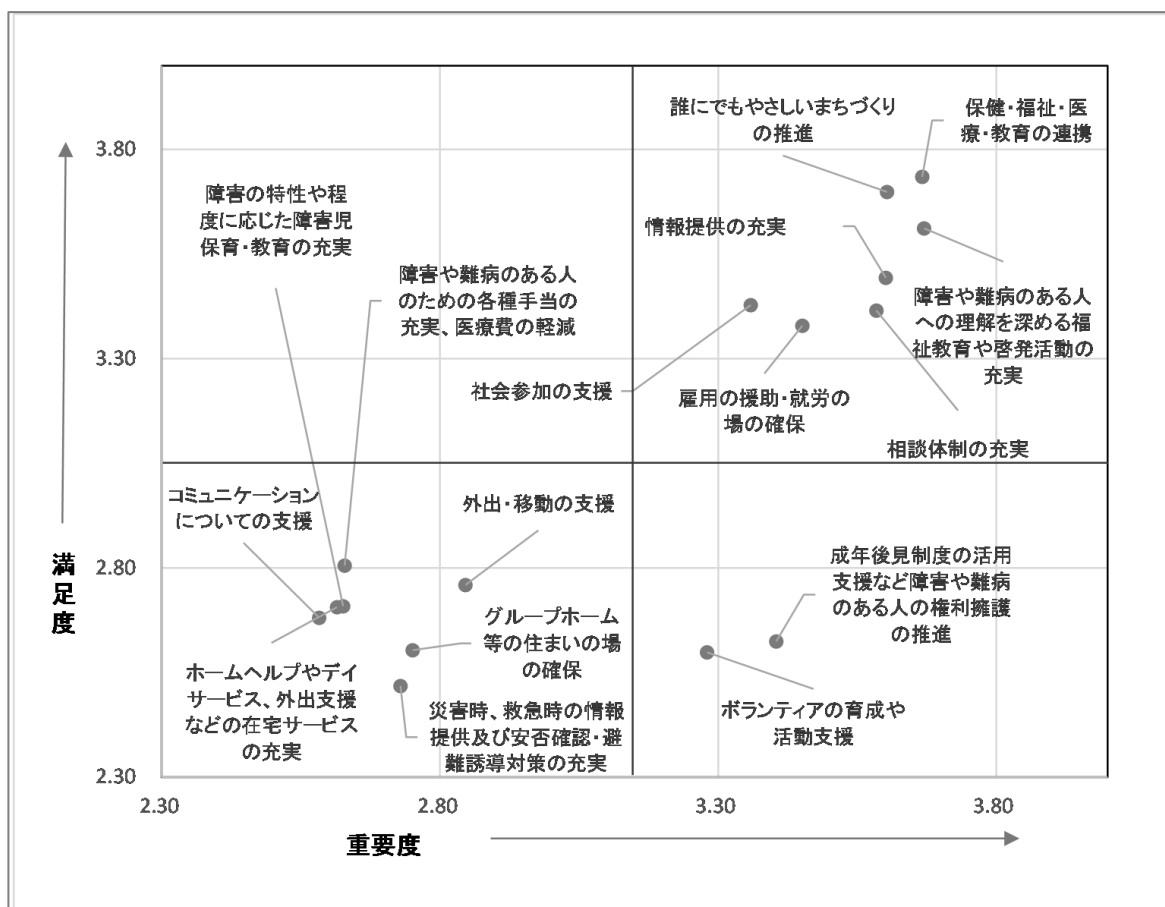
【障がい福祉を推進するうえで必要な取り組み】

障がい福祉に関する取り組みにおける満足度と重要度を、満足度では「満足=4点」「やや満足=3点」「やや不満=2点」「不満=1点」とし、重要度では「重要=4点」「やや重要=3点」「あまり重要ではない=2点」「重要ではない=1点」として点数化し、項目ごとに比較しました。

最も重要度が高い取り組みは、「障がいや難病のある人への理解を深める福祉教育や啓発活動の充実」次いで、「保健・福祉・医療・教育の連携」、「誰にでもやさしいまちづくりの推進」「情報提供の充実」の順となっており、満足度が高い取り組みとしては「保健・福祉・医療・教育の連携」、「誰にでもやさしいまちづくりの推進」、「障がいや難病のある人への理解を深める福祉教育や啓発活動の充実」の順となっています。



また、満足度と重要度の相関をみると、重要度は高いものの満足度が低い施策としては、「成年後見制度の活用支援など障がいや難病のある人の権利擁護の推進」「ボランティアの育成や活動支援」などがあがっています。



(3) アンケート調査のまとめ

アンケート調査の結果、日常的な介助者として「65 歳以上」の高齢者が 4 割近くみられ、健康状態が、「よくない」とする介助者も 1 割以上みられることから、高齢や健康状態のよくない介助者を援助するためにも障害福祉サービスの利用促進が必要です。また、希望する暮らしを送るために必要な支援として、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 3 割以上となっており、障害福祉サービスの重要性がみられます。

障がいによる差別や嫌な思いをした経験があったとした回答が 3 割以上となっていることから、障がい者への偏見や差別をなくすため、障がい者への理解の促進を踏まえた広報啓発を推進する必要があります。また、成年後見制度の内容を知らないとした回答が 6 割以上と非常に多くなっていることから成年後見制度に関する広報啓発も必要です。

災害時の避難を一人でできないとした回答は 3 割以上となっており、家族が不在の場合や一人暮らしの場合に助けてくれる近所の人がないとした回答も 3 割以上と多くなっています。災害時に支援が必要な方への支援策の徹底を行うとともに、防災意識の啓発や活動の促進、防災訓練などを通じて、防災力を高めていくことが重要です。

障害福祉を推進するうえで必要な取り組みとして、重要度は高いものの満足度が低い施策としては、「成年後見制度の活用支援など障がいや難病のある人の権利擁護の推進」「ボランティアの育成や活動支援」などがあがっていることから、今後、市として重点的に取り組まなければいけない施策だと考えられます。

第3章 障がい者福祉計画

第3章 障がい者福祉計画

1 第6期障がい者福祉計画の成果目標

(1)福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点で施設入所支援を利用している障がい者のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末時点での地域生活に移行する者の目標値を設定します。

当該目標値の設定に当たっては、国の指針に基づき、令和元年度末時点の施設入所者数の6パーセント以上が地域生活へ移行するとともに、新たに入所する人数を勘案し、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6パーセント以上削減することを基本とします。

項目	数値	考え方
【実績】施設入所者数	120人	令和元年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活移行者数 ※1	7人	令和5年度末時点の施設入所からグループホーム等への移行見込み人数
	6%	
【目標】削減見込人数 ※2	2人	令和5年度末までの削減見込み人数
	1.7%	
【見込み】施設入所者	118人	令和5年度末時点の施設入所者数

※1 地域生活移行者数とは、施設入所者が施設を退所し、グループホームや自宅へ移行した者の数を指します。

※2 削減見込人数は、令和元年度末から5年度末までの地域生活移行者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数を指します。

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者を地域で支える環境を整備するため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して成果目標を設定します。

保健・医療・福祉関係者による協議の場について、令和5年度末までに設置を目指します。

項目	目標値
【目標】市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	令和5年度末までに設置

(3)地域生活支援拠点等の整備

障がいがある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域で生活する上で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応することができるよう、地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた拠点等が必要です。

具体的には、①相談の機能、②緊急時の受け入れ・対応の機能、③体験の機会・場の機能、④専門的人材の確保・養成の機能、⑤地域の体制づくりの機能を整備することなどで、障がい者等の地域での生活を支援します。

地域生活支援拠点等については、令和5年度末までに必要な地域生活拠点等を確保し、その機能充実のため年1回の運用状況を検証及び検討することを目指します。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて、一般就労への移行者数を、令和元年度の移行実績の1.27倍以上を目標とします。

項目	数値	考え方
【実績】一般就労移行者数	0人	令和元年度実績
【目標】一般就労移行者数	1人	令和5年度目標:令和元年度実績の1.27倍以上

②就労定着支援事業の利用率

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

③就労定着支援の就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

(5)相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化(地域の相談支援事業者に対する専門的な指導や助言、人材育成等)を実施する体制の確保を基本としています。

これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センターがその機能を担う必要があるため、令和5年度末までに基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実・強化と、新興感染症にも適切に対応できる各種機関との連携体制の構築を目指します。

(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのためにも道が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修へ参加し、障害者総合支援法の具体的な内容の理解に努めます。また自立支援審査支払システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取り組みを行います。

2 障害福祉サービス等の推進

障害福祉サービス等の必要量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は、次のとおりです。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

障がいのある人のいる家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助、通院介助等を行います。サービス提供事業所のほとんどが介護保険での事業所も兼ねており、すべての障害に対応していない事業所や登録はしていてもサービス提供はしていない事業所もあります。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
居宅介護	時間/月	23	23	23
	人/月	65	61	55

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月	23	23	23
	人/月	55	55	55

② 重度訪問介護

重度訪問介護では、重度の肢体不自由で常時介護を要する人、重度の知的・精神障がいのある人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。居宅介護同様、介護保険事業所との兼業の事業所が多く、サービス提供についても同様の状況です。また、1回当たりのサービス提供も長時間となるため、事業所側も人員が確保できず、サービス提供ができない等の特別な事情もあります。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
重度訪問介護	時間/月	70	70	70
	人/月	3	3	3

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度訪問介護	時間/月	70	70	70
	人/月	3	3	3

③同行援護

同行援護では、視覚障害によって移動に著しい困難を有する人に対して、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
同行援護	時間/月	11	11	11
	人/月	4	4	4

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
同行援護	時間/月	11	11	11
	人/月	4	4	4

④行動援護

行動援護では、知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
行動援護	時間/月	40	40	40
	人/月	2	2	2

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動援護	時間/月	40	40	40
	人/月	2	2	2

⑤重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援では、障害支援区分 6 で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護や生活介護、短期入所等の障害福祉サービスを包括的に行います。

【第 5 期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
重度障害者等包括支援	時間/月	200	200	200
	人/月	1	1	1

【第 6 期計画の必要見込み】

区分	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
重度障害者等包括支援	時間/月	200	200	200
	人/月	1	1	1

【訪問系サービス見込量の確保のための方策】

- 障がいのある人が、個々のニーズや障害の特性、年齢段階などに応じて、必要なサービスを利用しながら、住み慣れた地域で生活することができるよう訪問系サービス提供体制の整備に努めます。
- 障がいがある人が地域で生活していくために必要な訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス)の提供体制の充実と質の向上を図ります。

(2)日中活動系サービス

①生活介護

常時介護が必要な障がいのある人で、障害支援区分 3 以上または年齢 50 歳以上で障害支援区分 2 以上である人に対して、主として昼間において障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【第 5 期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込)
生活介護	人日/月	23	23	23
	人/月	226	234	230

【第 6 期計画の必要見込み】

区分	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活介護	人日/月	23	23	23
	人/月	230	230	230

②自立訓練(機能訓練)

地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
自立訓練(機能訓練)	人日/月	8	8	8
	人/月	1	3	4

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(機能訓練)	人日/月	8	8	8
	人/月	4	4	4

③自立訓練(生活訓練)

地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な、障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
自立訓練(生活訓練)	人日/月	10	10	10
	人/月	2	6	7

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(生活訓練)	人日/月	10	10	10
	人/月	8	8	8

④宿泊型自立訓練

生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障がい者で、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者に、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談及び助言など必要な支援を行う宿泊型の自立訓練を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
宿泊型自立訓練	人日/月	0	0	31
	人/月	0	0	1

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
宿泊型自立訓練	人日/月	31	31	31
	人/月	1	1	1

⑤就労移行支援

一般就労などを希望する65歳未満の人を対象として、一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
就労移行支援	人日/月	23	23	23
	人/月	8	9	8

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人日/月	23	23	23
	人/月	8	8	8

⑥就労継続支援(A型)

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
就労継続支援(A型)	人日/月	23	23	23
	人/月	10	17	20

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援(A型)	人日/月	23	23	23
	人/月	20	20	20

⑦就労継続支援(B型)

企業などの雇用、就労移行支援や就労継続支援A型の利用が困難と判断された人、年齢や体力面で雇用されることが困難となった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
就労継続支援(B型)	人日/月	23	23	23
	人/月	146	145	145

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援(B型)	人日/月	23	23	23
	人/月	145	145	145

⑧就労定着支援

就労移行支援や就労継続支援を利用し、一般就労へ移行した障がい者が就労を継続するために、企業や関係機関との連絡調整や課題解決に向けた支援を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
就労定着支援	人/月	1	1	1

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人/月	2	2	2

⑨療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障害支援区分6で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重度心身障がい者を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
療養介護	人/月	7	6	6

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人/月	6	6	6

⑩短期入所

居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
短期入所	人日/月	20	17	10
	人/月	7	7	7

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所	人日/月	15	15	15
	人/月	7	7	7

【日中活動系サービス見込量の確保のための方策】

- 身近な地域に必要な日中活動の場を確保するため、多機能型のサービス基盤整備を促進します。
- 地域生活への移行や能力の適性に応じた就労のため、自立訓練や就労継続支援、就労定着支援等の整備を促進します。また、事業所(施設)整備に当たっては、地域のニーズやバランスに配慮しながら、社会福祉法人が主体的に行う整備の支援に努めます。
- 相談支援事業所等との連携を図り、障がい者と事業所のマッチングとフォローアップをして、継続してサービスを利用できるように努めます。
- 地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び療養介護)及び短期入所事業を充実させます。
- 就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障がいがある人の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助といったサービス利用から、単身生活へ移行した障がいのある人が、居宅における生活に向けて一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の相談などにより、必要な情報の提供や助言を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
自立生活援助	人/月	0	0	2

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	2	3	4

② 共同生活援助(グループホーム)

共同生活援助(グループホーム)では、就労している、または就労継続支援などの日中活動を利用している障がいのある人であって、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域において自立した日常生活を送るための援助を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
共同生活援助	人/月	142	146	149

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人/月	150	150	150

③ 施設入所支援

生活介護利用者または自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人に対して、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護などを行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
施設入所支援	人/月	116	117	120

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	人/月	120	119	118

【居住系サービス見込量の確保のための方策】

- 障がいのある人が安心して住み慣れた地域で生活を続けたり、入所施設等から円滑に地域移行できるよう、社会福祉法人等によるグループホームの主体的な整備を促進します。
- 事業者に対して、施設入所者の地域生活への移行に積極的に取り組むよう働きかけていきます。
- 施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がいがある人に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域での居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。

(4) 相談支援

① 地域相談支援(地域移行支援)

障害者支援施設等に入所している障がいのある人や精神科病院に入院をしている障がいのある人に対し、住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
地域相談支援(地域移行支援)	人/月	1	1	2

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域相談支援(地域移行支援)	人/月	2	3	4

② 地域相談支援(地域定着支援)

居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に対して、対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
地域相談支援(地域定着支援)	人/月	1	1	2

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域相談支援(地域定着支援)	人/月	2	3	4

③計画相談支援

障害福祉サービス及び地域相談支援を利用するすべての障がい者、障害福祉サービスを利用するすべての障がい児に対して、心身の状況や障害福祉サービスの利用に関する意向などを勘案し、障害福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス利用計画の作成など、きめこまやかなケアマネジメントを行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
計画相談支援	人/月	451	441	456

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	460	470	480

【相談支援見込量の確保のための方策】

○障がいがある人が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むための障害福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

3 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施するものです。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障がいがある人などの理解を深めるための研修及び啓発を通じて地域社会への働きかけを行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

共生社会の実現に向け、家族、地域住民等の地域での自発的な取組を支援することで「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現が図れるよう検討・実施します。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

③相談支援事業

1)相談支援事業

障がいのある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のための必要な援助を行います。

市では、相談支援専門員が配置されている障害者相談支援事業所に、相談支援センターとして委託し実施しているほか、函館市及び七飯町との2市1町で広域設置している障がい者生活支援センターに委託し、相談支援体制の充実に努めます。

また、この他に北海道から委託を受け、精神障害に係わる専門的な相談を行っている地域生活支援センターと連携を図りながら、精神障がい者に対する相談支援体制の充実に努めます。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
相談支援事業	実施箇所数	3	3	3

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	実施箇所数	3	3	3

2)基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	有

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有

3)住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

4)地域自立支援協議会

障がいのある人が地域において自立した生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が必要不可欠です。

このため、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、事業所、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会を設置し、地域における関係機関のネットワークの構築と相談支援体制の充実化を図ります。

市では、函館市及び七飯町との共同設置により「函館地域障害者自立支援協議会」を設置し、委託相談支援事業者の運営評価をはじめ、困難事例に関しての協議・調整、市町村障害者福祉計画の具体化に向けた協議、地域の社会資源の開発や改善に向けた提案等相談支援事業の効果的な運営に努めています。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見開始の申立をする親族がいない等の理由により、成年後見制度を利用することができない人を対象に、市が家庭裁判所に審判の申立てを行うとともに、申立費用及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
成年後見制度利用支援事業	人/年	0	1	3

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	2	2	2

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
成年後見制度利用支援事業	実施箇所数	0	0	0
	実利用者数	0	0	0

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実施箇所数	1	1	1
	実利用者数	2	2	2

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人を対象に、手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣する事業や手話通訳者を設置する事業などを通じて、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等とその他の人の意思疎通を仲介します。

市では、函館市・七飯町との協定により、障がい者生活支援センターに委託して実施している「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」において、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行っています。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
手話通訳	人/年	204	182	186
	件/年	184	165	184
要約筆記	人/年	5	0	5
	件/年	1	0	1

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳	人/年	180	180	180
	件/年	180	180	180
要約筆記	人/年	5	5	5
	件/年	1	1	1

⑦手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいがある人とのコミュニケーション支援のため、手話奉仕員を養成するための研修を実施し、障がいがある人の社会参加と交流を促進します。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
手話奉仕員養成研修事業	人/年	40	40	30

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	30	30	30

⑧日常生活用具給付等事業

在宅の重度障がい者の日常生活を容易にするために、障害に応じた日常生活用具を給付します。

1)介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど障がいがある人の身体介護を支援する用具や、障がいがある児童が訓練に用いる椅子などの給付を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
介護・訓練支援用具	件/年	5件	8件	2件

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	5件	5件	5件

2)自立生活支援用具

障がいがある人の入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具の給付を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
自立生活支援用具	件/年	3件	12件	10件

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活支援用具	件/年	8件	8件	8件

3)在宅療養支援用具

電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計など、障がいがある人の在宅療養等を支援する用具の給付を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
在宅療養支援用具	件/年	3件	6件	8件

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅療養支援用具	件/年	6件	6件	6件

4)情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭や視覚障がい者用地上デジタル放送対応ラジオなど、障がいがある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具の給付を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
情報・意志疎通支援用具	件/年	7件	6件	7件

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
情報・意志疎通支援用具	件/年	6件	6件	6件

5)排泄管理支援用具

ストマ用装具など、障がいがある人の排せつ管理を支援する衛生用品の給付を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
排泄管理支援用具	件/年	209件	216件	222件

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
排泄管理支援用具	件/年	228件	234件	240件

6) 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)

障がいがある人の居宅生活活動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものの給付を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
居宅生活動作補助用具	件/年	3件	2件	1件

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅生活動作補助用具	件/年	2件	2件	2件

⑨ 移動支援事業

障がいのある人であって、外出時に支援が必要な人に対し、円滑に外出することができるよう、移動支援を実施し、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
移動支援事業	時間/年	1,606時間	1,401時間	399時間
	人/年	19人	20人	25人

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	時間/年	800時間	1,200時間	1,400時間
	人/年	27人	29人	31人

⑩地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターや近隣市町の作業所などを通じて、創作的活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
地域活動支援センター事業 北斗市内	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	人/年	6人	4人	4人
地域活動支援センター事業 近隣市町	実施箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	人/年	9人	8人	5人

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和4年度
地域活動支援センター事業 北斗市内	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	人/年	4人	4人	4人
地域活動支援センター事業 近隣市町	実施箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	人/年	7人	7人	7人

(2)任意事業

①訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービスを利用しなければ入浴が困難である在宅の身体障がいのある人を対象に、居宅を訪問し浴槽を提供して、入浴サービスを行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	3箇所	2箇所	2箇所
	人/年	3人	6人	6人

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	人/年	6人	6人	6人

②日中一時支援事業

日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人を対象に、活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
日中一時支援事業	実施箇所数	7箇所	8箇所	8箇所
	人/年	24人	29人	32人

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実施箇所数	8箇所	8箇所	8箇所
	人/年	36人	40人	44人

③身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業

自動車運転免許の取得により社会参加が見込まれる身体障がいのある人に対して、就労等社会活動への参加を促進するため、その取得に要する費用の一部として、1件につき10万5千円を上限に助成します。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	0件	1件	0件

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	1件	1件	1件

④身体障がい者用自動車改造費助成事業

重度の身体障がいのある人に対して、就労等のために自動車を取得する場合に、その自動車の改造に要する費用の一部として、1件につき10万円を上限に助成します。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
自動車改造費助成事業	件/年	1件	1件	1件

【第6期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車改造費助成事業	件/年	1件	1件	1件

【日中活動系サービス見込量の確保のための方策】

- 障がいのある人の意向を尊重したサービスが提供できるよう、ケアマネジメント機能の充実を図り、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように支援に努めます。
- 障がい者生活支援センターに設置している地域自立支援協議会の機能の充実を図り、地域における関係機関のネットワークを構築します。
- 障がいのある人が個々のニーズや障がいの特性、年齢段階などに応じて、必要なサービスを利用しながら、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、在宅サービス提供体制の整備に努めます。
- 介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障がいのある人の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りについての体制整備努めます。
- 事業者等による新たなサービスに関する情報の提供に努め、障がいのある人の多様なニーズに応じたサービス提供の促進を図ります。
- 障がいのある人の外出を支援するため、移動支援の利用促進を図るとともに、身体障がい者用自動車の改造や運転免許の取得などの支援に努めます。
- 障がいのある人の社会参加や就労を促進するため、盲導犬や介助犬などの身体障がい者補助犬を同伴して、公共施設や商業施設、公共交通機関などを円滑に利用できるよう、理解の促進や補助犬の普及に努めます。
- 障がいのある人や介護者の負担を軽減する上で、重度障がいのある方に対し、日常生活用具の利用の促進に努めます。
- 地域の実情に応じた、支援者の育成に努めます。
- ボランティアの発掘、育成、情報提供などの充実や、市民や企業によるボランティア活動を促進するなど、インフォーマルな資源の増加・活用を計ります。
- 子ども、高齢者、障がい者を問わずだれもが暮らしやすい地域づくりのための多様な地域支援事業を推進します。
- 市民に対して障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発事業の実施に努めます。

第4章 障がい児福祉計画

第4章 障がい児福祉計画

1 第2期障がい児福祉計画の成果目標

(1)障がい児支援の提供体制の整備等

①障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

重層的な地域支援体制の構築を目指し、児童発達支援センターの更なる強化や、保育所等訪問支援等のサービスを利用できる体制を充実させます。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を市内又は圏域に1か所以上確保することを目指します。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、市内又は圏域で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを検討します。

項目	令和2年度の状況	目標値
児童発達支援センターの設置	有	有
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有	有
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	無	1か所
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	無	有

2 障がい児通所サービス等の推進

障がいがある児童とその保護者に対しては、効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。障がいがある児童に対する居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援を確保します。

①児童発達支援

療育の必要を認められた障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

【第1期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
児童発達支援	人日/月	14	15	15
	人/月	51	49	49

【第2期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	15	15	15
	人/月	50	50	50

②放課後等デイサービス

学校に通学中の障がいのある児童を対象に、授業の終了後又は休日に施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行うとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

【第1期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
放課後等デイサービス	人日/月	15	14	15
	人/月	129	138	130

【第2期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	人日/月	15	15	15
	人/月	130	133	135

③保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障がいのある児童の通所・通学場所へ2週間に1回程度訪問し、障がい児や職員に対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

【第1期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第2期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	人日/月	2	2	2
	人/月	1	1	1

④居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がいのある児童を対象に、居宅を訪問し、日常生活における発達支援を行います。

【第1期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第2期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	2	2	2
	人/月	1	1	1

⑤医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。

【第1期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
医療型児童発達支援	人日/月	7	10	10
	人/月	1	1	1

【第2期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	人日/月	10	10	10
	人/月	1	1	1

⑥障害児相談支援

児童発達支援や放課後等デイサービスなどを利用するすべての障がいのある児童を対象に、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者と連絡調整、モニタリングなどを行います。

【第1期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
障害児相談支援	人/月	83	119	130

【第2期計画の必要見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人/月	130	135	140

【障がい児サービス等見込量の確保のための方策】

- サービス提供事業所が少ない中、サービス利用希望者が多く利用者のニーズにすべて応えることが困難な状況であるため、より一層相談支援事業所・提供事業所と連携し、幅広い対象者への療育が可能になるように努めます。
- 地域自立支援協議会の機能充実を図り、地域における関係機関のネットワークを構築します。
- ボランティアの発掘、育成、情報提供などの充実に努め、市民や企業によるボランティア活動を促進し、インフォーマルな資源の増加・活用を図ります。
- 児童発達支援・放課後等デイサービスの補完・補助機能としての日中一時支援・保育所等訪問支援の活用等を行う事により、療育を支援します。
- 児童発達支援・放課後等デイサービスは需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、療育内容等を含め事業所等と協議しながら、必要なサービスの供給量の確保を支援します。

第5章 計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1 障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくり

(1) 地域における支え合いの強化

障がいのある方が地域で安全・安心な生活を送るためには、地域における孤立を防ぎ、地域全体での支え合いが重要となります。

そのため、地域における交流の場や身近な活動の場の整備を図り、身近にいる障がいのある方の障害の程度や緊急時における支援の必要性などを、地域の方が認識できる機会の提供に努めます。

また、障がいのある方の重度化や高齢化が進む中、障がいのある方が安全・安心に地域の中で自立して生活できるように、必要な機能を集約した地域生活支援拠点の整備が求められています。

さらに、精神障がいのある方の地域生活への移行を推し進めていくため、保健・医療・福祉等の関係機関による協議の場の確保を目指し、函館市、七飯町との連携や渡島圏域での対応を含め、精神障がいのある方の地域生活を支援する体制を検討していきます。

(2) 障害に対する理解促進及び障がいのある方への配慮

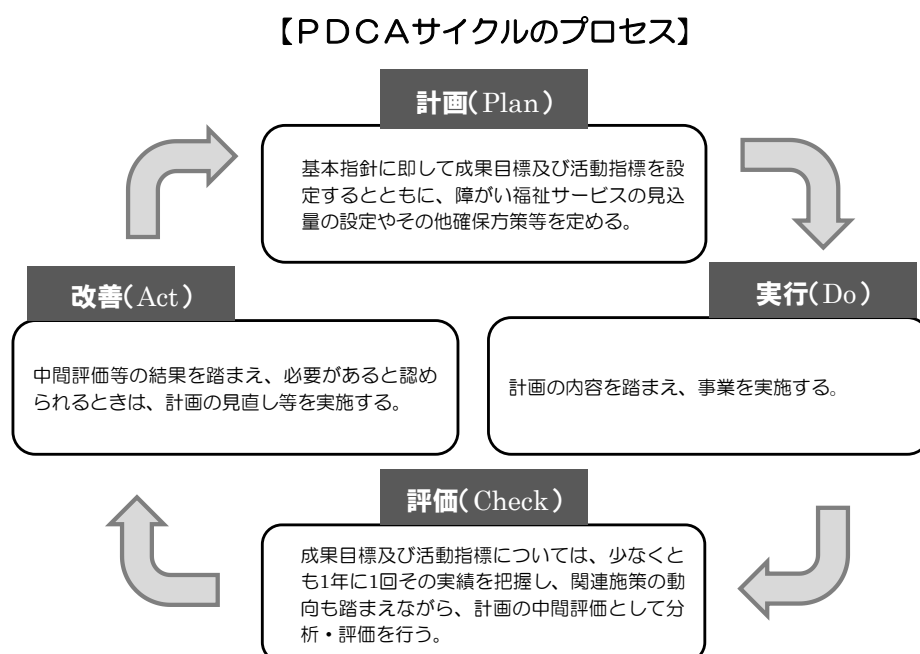
障がいのある方が必要な配慮を受けることができるよう、今後も障害に対する理解を促進するための取組みを進めていくことが重要です。

広報などによる障害への理解を促進するための情報発信や、ポスター掲示などによるヘルプマーク等の普及啓発、小中学生を対象とした心のバリアフリー教室を行うなど、障害に関しての理解を深めていくとともに、障害者差別解消法の施行を受け、障がいのある方が必要な配慮を受けられるよう、体制整備を進めるよう努めます。

2 障がいのある方を支える持続可能な基盤づくり

(1) 達成状況の検証及び評価

障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくりに取り組むため、各年度において計画に対する実績を把握し、その時々々の障害福祉施策や関連施策の動向、障がいのある方や地域の実情などを踏まえながら、計画の分析・評価(PDCA サイクル)を行い、サービス量などについて必要がある場合には、計画の見直しなどを実施します。



(2) 支援体制の強化

障害福祉施策の円滑な推進のため、障がいのある方、事業者、関係団体などによる自立支援協議会を活用し、それぞれの考えや情報を共有し、連携強化を図るとともに、市の関係部署や国、北海道、他市町村、町内会・自治会などとの連携、情報交換などにより福祉行政の推進に努めます。

(3) 財政基盤の確立

障害福祉の推進に必要な財源については、障がいのある方の意向や民間福祉事業者の事業展開を踏まえ、国及び北海道との協議の上、適切に確保するように努めます。

また、各種施策については国の動向や中長期的な財政状況のみならず、地域の状況なども勘案しつつ、優先度の高いものから順に取り組むように努めます。

資料編

北斗市障がい者福祉計画・障がい児福祉計画の策定について（答申）

答 申 書

令和3年3月1日

北斗市長 池 田 達 雄 様

北斗市障がい者福祉計画策定委員会
委員長 坂 本 徳 廣

第6期北斗市障がい者福祉計画・第2期北斗市障がい児福祉計画について（答申）

令和2年8月6日付をもって諮問を受けました、第6期北斗市障がい者福祉計画・第2期北斗市障がい児福祉計画の策定について審議した結果、諮問のとおり当該計画が適当であると決定しましたので、次のとおり答申いたします。

記

北斗市では、これまでに障がい者が障がいのない人とともに、社会のあらゆる分野で活動できるように、障がい者施策の推進や施策内容の充実など、多岐に亘って取り組んでおり、着実な進展が図られてきているところがあります。

しかしながら、急激に進む高齢化により障がい者も高齢化し、障がい者を取り巻く環境は絶えず大きく変化しております。

国においては、利用者の立場に立った社会福祉制度の実現を目指し、時代の要請に応える福祉サービスの充実、さらには介護保険制度や支援費制度の実施などを通じ、社会保障制度全般についての見直しが行われてきたところであります。

昨今においては、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月5日に成立、同月12日に公布されました。これに基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」も令和3年4月から施行されます。

本計画は、障がい者を取り巻く社会情勢の変化と、これまで実施されてきた障がい者施策の推進状況及び障がい者福祉に関する調査の分析等を踏まえ、障がい者が住み慣れた地域での生活の継続や、あらゆる社会活動に参加・参画し、社会の一員としてその責任を果たすことができる共生社会の実現を目指した施策内容となっております。

新型コロナウイルス感染症の脅威もあり、施策の推進に当たっては、ますます厳しさを増しておりますが、ノーマライゼーション社会の実現を基本目標とした共生のまち“ほくと”の構築を目指すため、地域生活維持の環境づくりに一層の努力を払われることを切望いたします。

北斗市障がい者福祉計画策定委員会審議経過

○第1回 令和2年 8月 6日（木）

- (1) 正副委員長の選任について
- (2) 第6期計画に係る基本指針の主な内容について
- (3) 北斗市障がい者・障がい児福祉計画策定スケジュールについて
- (4) アンケート調査の実施について

○第2回 令和2年12月17日（木）

- (1) 北斗市福祉に関するアンケート調査報告書について
- (2) 第6期北斗市障がい者福祉計画・第2期北斗市障がい児福祉計画（素案）について

○第3回 令和3年 2月26日（金）

- (1) パブリックコメントの結果について
- (2) 第6期北斗市障がい者福祉計画・第2期北斗市障がい児福祉計画（案）について
- (3) 第6期北斗市障がい者福祉計画・第2期北斗市障がい児福祉計画答申書（案）
について

北斗市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

[平成 18 年 11 月 20 日設定・北斗市訓令第 134 号]

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 9 条第 3 項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画(以下これらを「障がい者福祉計画」という。)の策定を行うため、北斗市障がい者福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項について、審議を行う。

- (1) 障がい者福祉計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、障がい者福祉計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 10 名で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げるものの中から市長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体関係者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 市民団体関係者
- (4) ボランティア団体関係者
- (5) 医療関係者
- (6) 学識経験者

(委員長等)

第 4 条 策定委員会に、委員長及び副委員長を各 1 名置くものとする。

2 委員長、副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第 5 条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の策定委員会は、市長が招集する。

(議事)

第 6 条 会議の議長は、委員長があたる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、会議における審議の参考に供するために必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(任期)

第8条 委員の任期は、1年以内とし、障がい者福祉計画策定の事業が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、民生部保健福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月25日訓令第5号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

**第6期北斗市障がい者・第2期北斗市障がい児福祉計画
策定委員会委員名簿**

区分	氏名	所属団体・役職名
委員長	坂本徳廣	社会福祉法人函館緑花会理事長
副委員長	三上裕子	社会福祉法人北斗市社会福祉協議会会長
委員	大折伸明	北斗市町会連合会会長
〃	大場公孝	社会福祉法人侑愛会理事長、ゆうあい会診療所所長
〃	小寺廣次	北斗市校長会会長、大野小学校校長
〃	小林千代子	手話サークルLの会会長
〃	白石勝美	北斗市身体障害者福祉協会会長
〃	田中幸憲	北斗市民生委員児童委員連合会会長
〃	中野伊知郎	社会福祉法人侑愛会星が丘寮施設長
〃	水野あずさ	北斗市手をつなぐ育成会役員

用語の解説集

用語(五十音順)

●あ行

【移動支援事業】

屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行い、地域における自立した生活や余暇活動等への社会参加を促進する事業。

【医療的ケア】

たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を医療法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいる。医療的ケアができるのは医師、看護師、保護者だけだった。しかし、厚生労働省と文部科学省の通知で、2004年10月以降、看護師が配置された特別支援学校では、教員がたんの吸引、経管栄養、導尿補助の三つができる。

●か行

【介護・訓練支援用具】

特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等。

【ガイドヘルパー】

視覚、全身性、知的障がいによって1人での外出が困難な方が安全に出かけられるよう、移動介護サービスを提供する資格。障がいのある方が積極的に社会活動に参加していく上で重要である、外出時には欠かせないサービス。

【基幹相談支援センター】

総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担う。

【共同生活援助】

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

【居宅介護】

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

【居宅生活動作補助用具(住宅改修)】

障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

【居宅訪問型児童発達支援】

重度の障害などがある障がい児が、障害児通所支援を利用するために外出することが困難な場合でも、自宅を訪問して発達支援を行うサービス。

【計画相談支援】

障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成や、一定期間ごとに計画内容の見直しを行うサービス。

【行動援護】

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行うサービス。

【コミュニケーション(意思疎通)支援事業】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者と他者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業。

●さ行

【サービス等利用計画】

障がい者の方が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、ケアマネジメントをきめ細かく支援するため、原則としてすべての障害福祉サービス等を利用する障がい者(児)について、指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画・障害児支援利用計画。

【在宅療養等支援用具】

透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等。

【施設入所支援】

障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

【児童発達支援】

未就学児を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行うサービス。

【重度障害者等包括支援】

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービス。

【重度訪問介護】

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護や外出時における移動支援などを総合的に行うサービス。

【就労移行支援】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【就労継続支援(A型=雇用型・B型=非雇用型)】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【就労定着支援】

障がいのある方の就労や、就労に伴って生じている生活面での課題を解決し、長く働き続けられるようにサポートを行うサービス。

【宿泊型自立訓練】

知的または精神障害のある方が、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して、帰宅後における生活能力等の維持・向上のため、泊まりによる訓練を受けられるサービス。

【手話通訳者・要約筆記者派遣事業】

聴覚や音声・言語機能に障害のある人、又は聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する。

【障害者虐待防止法】

障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益を擁護することを目的として制定された法律。

【障害者差別解消法】

行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を促進し、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的として制定された法律。

【障害者総合支援法】

障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として制定された法律。

【障害者相談支援事業】

障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援する。

【障害者優先調達推進法】

国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品や役務を調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するための法律。

【情報・意思疎通支援用具】

点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等。

【自立訓練(機能訓練・生活訓練)】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【自立生活援助】

障害者支援施設やグループホーム等から単身生活に移行した方に定期的な訪問等の支援を行うサービス。

【自立生活支援用具】

入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等。

【身体障害者自動車運転免許取得費助成】

自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する。

【身体障害者用自動車改造費助成】

自動車の改造に要する費用の一部を助成する。

【生活介護】

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス。

【成年後見制度】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。

【成年後見制度利用支援事業】

障害福祉サービスを利用しようとする障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行う。

●た行

【短期入所(ショートステイ)】

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

【地域移行支援】

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う。

【地域定着支援】

居宅において単身で生活している障害のある人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

【同行援護】

視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行うサービス。

【特別支援学校】

学校教育法で規定された、心身障がい児を対象とする学校。

●な行

【日常生活用具給付等事業】

障害のある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与する。

【日中一時支援事業】

活動場所が必要な障害のある人などに、活動の場を提供し、社会に適應するための日常的な訓練を行う。

●は行

【排泄管理支援用具】

ストマ装具、紙おむつ等、収尿器。

【発達障害】

生まれつき脳の発達が通常と違っているために、比較的低年齢において発達の過程で現れ始める行動やコミュニケーション、社会適應に問題が発生する障害。自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害(PDD)、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)、チック障害などがあります。

【保育所等訪問支援】

保育所・幼稚園・小学校等を現在利用・通学中の障害のある児童(今後利用予定も含む)が、集団生活に適應するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し集団生活に適應するための訓練や支援方法の指導等の支援を行うサービス。

【放課後等デイサービス】

放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供するサービス。

【訪問入浴】

自力での入浴が困難であったり、家族のサポートだけでは入浴が難しい障害のある方に、自宅まで訪問し入浴のための支援を行う。

●ら行**【ライフステージ】**

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

【療養介護】

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービス。

第6期北斗市障がい者福祉計画

第2期北斗市障がい児福祉計画

令和3年3月

発行 北海道北斗市

編集 北斗市民生部保健福祉課福祉サービス係

〒049-0192 北斗市中央1丁目3番10号

TEL 0138-73-3111

FAX 0138-74-2510

[ホームページ] <http://www.city.hokuto.hokkaido.jp/>

[E-mail] hokenhukushi@city.hokuto.hokkaido.jp